

令和 6 年度 認証評価

藍野大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書.....	3
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	4
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証].....	26
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	31
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	31
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	49
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	62
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	62
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	81
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	83
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	93
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	93
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	96
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	99
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1~20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、藍野大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 20 日

理事長

小山 英夫

学長

足利 学

ALO

河合 まゆみ

藍野大学短期大学部

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

学校法人藍野大学の創始者である小山昭夫は、自ら開設した藍野病院（昭和 40（1965）年開院 現、医療法人恒昭会藍野病院）の当時の看護力、看護師の倫理観、使命感が乏しいこと、そのため入院した患者が得られるはずの安心感が乏しいことを憂慮し、看護教育の必要性を思い立った。

昭和 43（1968）年、看護師の養成のために開校した、医療法人恒昭会藍野病院附属准看護学院が学校法人藍野大学の濫觴である。

准看護学院開校に当たって、専門教育を優先し、教養教育が疎かになることに危惧を抱き、医療者と患者との間に「人間的接触」が生じるうえで教養教育が必要であること、患者に真正面から向かい、配慮するにはそれを裏打ちする技術と医学の臨床的な教育が必要であること、医療専門職の質の向上には、医学全般の共通教育と専門職教育が整合していくことが必要であると説いた。

創設者による、医師中心の医療から患者本位の、患者やその家族に寄り添う全人的な医療を目指す「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」を学校法人の教育理念とし、現在、医療系の高等教育機関として、1 学部 4 学科 2 研究科の藍野大学、1 学部 3 学科のびわこリハビリテーション専門職大学、2 学科 1 専攻科の藍野大学短期大学部を、中等教育機関として、普通科、衛生看護科で構成される明浄学院高等学校を設置している。

<学校法人の沿革>

昭和 43（1968）年	・医療法人恒昭会藍野病院附属准看護学院指定
昭和 50（1975）年	・医療法人恒昭会藍野病院附属高等看護学院指定
昭和 53（1978）年	・医療法人附属を藍野看護専門学校に変更 ・藍野看護専門学校看護専門課程・看護高等課程設置
昭和 54（1979）年	・学校法人藍野学院設立 ・藍野看護専門学校設置者変更
昭和 58（1983）年	・藍野看護専門学校を藍野医療技術専門学校に名称変更
昭和 61（1986）年	・藍野医療技術専門学校看護高等課程准看護科廃止
昭和 63（1988）年	・藍野医療技術専門学校医療専門課程看護科（2年課程）廃止
平成 2（1990）年	・藍野医療技術専門学校医療専門課程看護学科（2年課程定時制）設置
平成 5（1993）年	・藍野医療技術専門学校看護学科（2年課程定時制）から全日制へ変更
平成 6（1994）年	・藍野医療技術専門学校医療秘書・病院管理学科を医療福祉ビジネス学科に名称変更 ・滋賀医療技術専門学校医療専門課程看護学科（2年課程全日制）指定

藍野大学短期大学部

平成 7 (1995) 年	・滋賀医療技術専門学校医療専門課程設置認可
平成 8 (1996) 年	・滋賀医療技術専門学校開校 ・藍野医療技術専門学校を藍野医療福祉専門学校に名称変更 ・藍野医療福祉専門学校介護福祉学科設置
平成 11 (1999) 年	・藍野医療福祉専門学校医療福祉ビジネス学科廃止
平成 16 (2004) 年	・藍野大学設置認可、開学
平成 19 (2007) 年	・藍野学院短期大学附属藍野高等学校衛生看護科開校 ・藍野大学医療保健学部看護学科教職課程認定（高等学校教諭一種（看護）・養護教諭一種）
平成 20 (2008) 年	・滋賀医療技術専門学校学則変更承認（4年課程から3年課程）
平成 21 (2009) 年	・藍野大学医療保健学部臨床工学科設置認可、臨床工学技士学校指定
平成 22 (2010) 年	・藍野大学医療保健学部臨床工学科設置 ・藍野医療福祉専門学校介護福祉学科学生募集停止
平成 24 (2012) 年	・藍野医療福祉専門学校廃止 ・藍野大学医療保健学部看護学科3年次編入学定員変更（20名→5名） ・滋賀医療技術専門学校理学療法学科入学定員変更（40名→80名） ・藍野学院短期大学附属藍野高等学校を藍野高等学校に名称変更
平成 26 (2014) 年	・藍野高等学校衛生看護科入学定員変更（80名→100名） ・キャリア開発・研究センター設立
平成 27 (2015) 年	・藍野大学大学院看護学研究科設置
平成 28 (2016) 年	・藍野大学再生医療研究所を藍野大学中央研究施設改組
平成 29 (2017) 年	・株式会社藍野大学事業部（学校法人100%出資会社）設立 ・学校法人藍野学院を学校法人藍野大学に名称変更
平成 30 (2018) 年	・藍野大学医療保健学部看護学科入学定員変更（80名→90名）、3年次編入学（5名→2名） ・キャリア開発・研究センターを藍野大学の附置機関とする
平成 31 (2019) 年	・滋賀医療技術専門学校募集停止（令和1年度入学生から募集を中止）
令和 2 (2020) 年	・びわこリハビリテーション専門職大学開学 ・藍野大学医療保健学部看護学科入学定員変更（90名→115名）、理学療法学科入学定員変更（80名→90名） ・藍野高等学校衛生看護科入学定員変更（100名→120名）、衛生看護科メディカルサイエンスコース開設 ・学校法人明浄学院が運営する明浄学院高等学校を支援すべく支援契約を締結
令和 3 (2021) 年	・滋賀医療技術専門学校廃止

藍野大学短期大学部

令和 4 (2022) 年	・明浄学院高等学校設置 (学校法人大阪観光大学より設置者変更)
令和 5 (2023) 年	・藍野高等学校廃止
令和 6 (2024) 年	・藍野大学大学院健康科学研究科健康科学専攻設置 ・びわこリハビリテーション専門職大学リハビリテーション学部理学療法学科入学定員変更 (80名→70名)、作業療法学科入学定員変更 (40名→30名)、言語聴覚療法学科開設 ・明浄学院高等学校衛生看護科設置

<短期大学の沿革>

昭和 59 (1984) 年	・藍野学院短期大学設置認可
昭和 60 (1985) 年	・藍野学院短期大学看護婦学校指定、開学
平成 4 (1992) 年	・藍野学院短期大学専攻科 (地域看護学専攻) 設置学則変更承認
平成 5 (1993) 年	・藍野学院短期大学専攻科 (地域看護学専攻) 指定、開設
平成 14 (2002) 年	・藍野学院短期大学別科 (留学生別科) 学則変更認可
平成 15 (2003) 年	・藍野学院短期大学看護師学校指定 ・藍野学院短期大学留学生別科設置
平成 19 (2007) 年	・藍野学院短期大学看護学科を第一看護学科に名称変更、第二看護学科 (3年課程) 開設
平成 23 (2011) 年	・藍野学院短期大学留学生別科廃科
平成 24 (2012) 年	・藍野学院短期大学を藍野大学短期大学部に名称変更
平成 25 (2013) 年	・藍野大学短期大学部専攻科 (地域看護学専攻) が、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科として認定を受ける
平成 30 (2018) 年	・メディカル・ヘルスイノベーション研究所を藍野大学短期大学部の附置機関とする
令和 2 (2020) 年	・あいの発達支援リハビリ訪問看護ステーション開設

藍野大学短期大学部

(2) 学校法人の概要

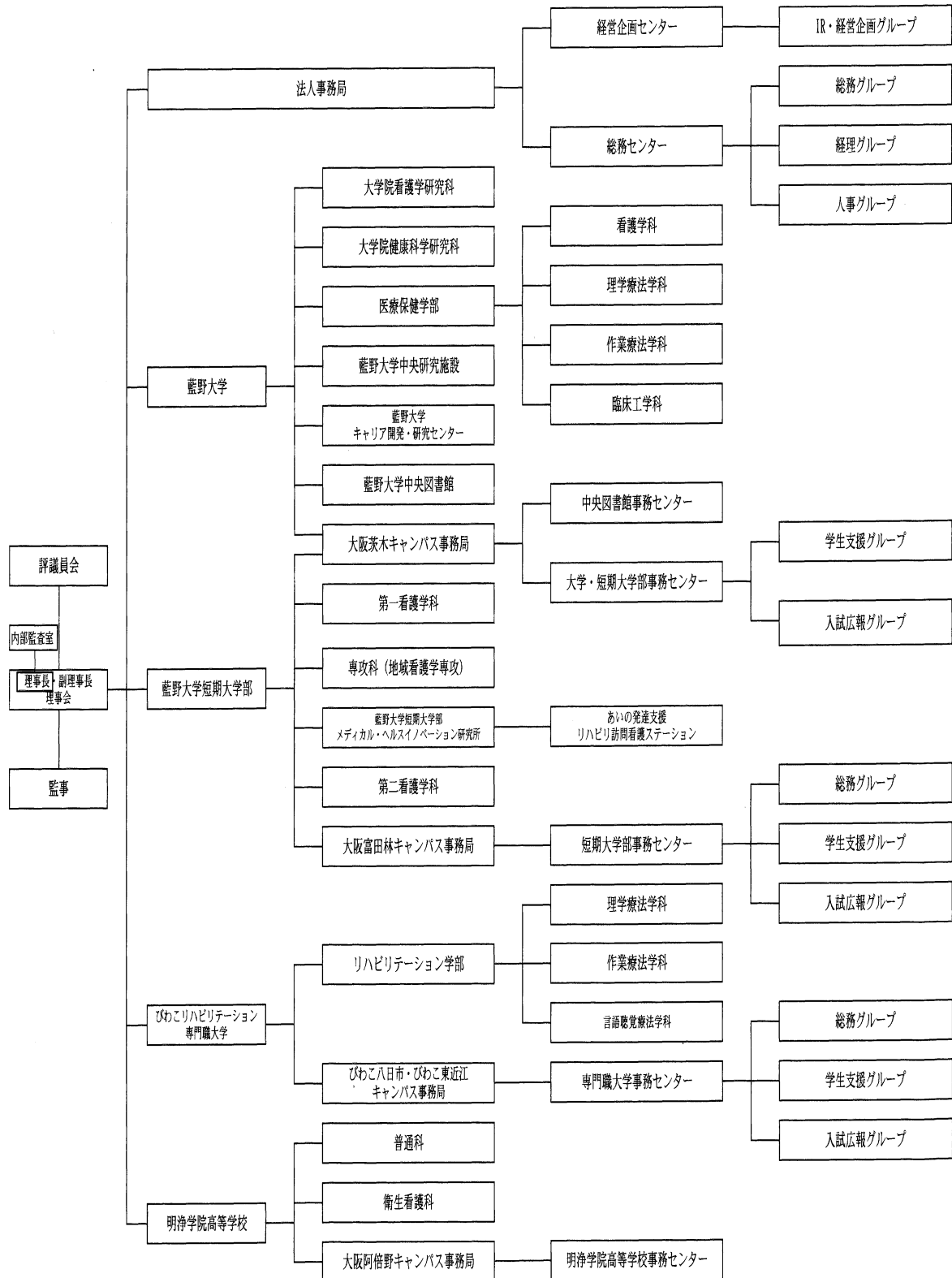
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和6(2024)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
藍野大学大学院	大阪府茨木市東太田 4-5-4	12	18	23
藍野大学		295	1,184	1,227
びわこリハビリテーション専門職大学	滋賀県東近江市北坂町 967	120	480	384
藍野大学短期大学部	大阪茨木キャンパス 大阪府茨木市太田 3-9-25	140	240	291
	大阪富田林キャンパス 大阪府富田林市青葉 11-1	80	240	211
	短期大学部 計	220	480	502
明浄学院高等学校	大阪府大阪市阿倍野区文の里 3-15-7	300	900	922

藍野大学短期大学部

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

①大阪茨木キャンパス

第一看護学科・専攻科（地域看護学専攻）が位置する茨木市は、淀川北岸の大阪府北部に位置し、北は京都府亀岡市に、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町に接している。北部は丹波高原の老いの坂山地の麓で、南部には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっている。南北 17.05 km、東西 10.07 km、面積 76.52 km²の南北に長く東西に短い形で、北から南に向かって安威川・佐保川・勝尾寺川が流れている。大阪市のベッドタウンであり、特例市に指定されている。大都市である大阪市と京都市の中間にあり、交通の便も良い。

茨木市の産業に関しては、中央卸売市場をはじめとする北大阪流通センターを擁する北大阪の物資集散地として、その経済的役割を担っている。また、内陸工業地の適地として大企業をはじめ、その下請関連企業や各種中小企業の進出により、近代的な工業地帯を形成するに至っている。工業製品の出荷額は大阪府下の衛星都市の中でも上位に位置している。また、近年急激な都市発展に伴い、大規模量販店等のめざましい進出がみられる。令和 6（2024）年 2 月 29 日現在、世帯数は 133,407 世帯、人口は 285,670 人である。

大阪茨木キャンパスは北摂山系の裾野に位置している。第 26 代継体天皇陵に隣接し、江戸時代は参勤交代の行列が続いた西国街道に面した、緑豊かな教育・文化ゾーンにある。隣接して、藍野大学、医療法人恒昭会藍野病院などが並んでいる。阪急京都線「富田」駅、JR 京都線「摂津富田」駅から専用バスで約 10 分の距離に大阪茨木キャンパスはある。

②大阪富田林キャンパス

第二看護学科が位置する富田林市は、大阪府の南東部に位置し、北は堺市、羽曳野市に、東は南河内郡、南は河内長野市、西は大阪狭山市に隣接する、南河内地域の中心都市とされる自然と歴史に恵まれた町である。市の北東平坦部は、南北に流れる石川をはさんで平野が広がり、古くは、紀州（和歌山県）へ続く街道の宿場町として栄え、戦国末期より、京都興正寺別院を中心とする歴史的に貴重な室町時代の町並みがある寺内町として発展した。

一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれている。また、西部丘陵地域は、計画的に開発の進んだ環境水準の高いニュータウンとなっている。令和 6（2024）年 2 月 29 日現在、世帯数は 52,482 世帯、人口は 107,100 人である。

大阪富田林キャンパスは、その緑豊かな文化ゾーンにある。南海高野線「大阪狭山市」駅から徒歩 5 分の距離に大阪富田林キャンパスはある。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

※入学定員：220名

第一看護学科：100名、第二看護学科：80名、専攻科（地域看護学専攻）：40名

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
北海道 東北	0	0.0	3	1.3	2	0.7	0	0.0	0	0.0
関東	2	0.9	0	0.0	2	0.7	3	1.2	2	0.9
北陸	0	0.0	2	0.9	2	0.7	0	0.0	0	0.0
中部	5	2.2	4	1.8	7	2.5	6	2.3	4	1.7
近畿 大阪府	143	63.0	150	65.8	198	70.7	186	72.7	170	72.3
近畿 その他	36	15.9	27	11.8	42	15.0	36	14.1	34	14.5
中国	19	8.4	15	6.6	12	4.3	7	2.7	11	4.7
四国	8	3.5	10	4.4	5	1.8	2	0.8	2	0.9
九州 沖縄	14	6.2	17	7.5	10	3.6	16	6.3	12	5.1
計	227		228		280		256		235	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

大阪茨木キャンパスでは、平成27（2015）年11月12日に福祉、医療、文化、教育、子育て、スポーツ、環境、産業及び協働によるまちづくり等のさまざまな分野において、積極的に連携を行い相互に協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、

地域の発展に寄与することを目的とする連携協力に関する協定書を締結している。また、平成 30（2018）年 3 月 27 日から、茨木市と「福祉避難所及び災害時一時避難場所としての学校法人藍野大学所有施設の使用に関する協定書」を締結しており、令和 3（2021）年 11 月 1 日からは「指定福祉避難所」として指定されている。大阪茨木キャンパス全体が要配慮者の方の受け入れ先として地域に貢献している。また、茨木市は「第 5 次茨木市総合計画」（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の「後期基本計画」（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）において、「ほっといばらき もっと、ずっと」とするスローガンを掲げ、まちの将来像として、①ともに支え合い、健やかに暮らせるまち、②次代の社会を担う子どもたちを育むまち、③みんなの“楽しい”が見つかる文化のまち、④市民・地域とともに備え、命と暮らしを守る安全安心のまち、⑤都市活力がみなぎる便利で快適なまち、⑥心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまちを目指している。本学においては、茨木市の取り組みに賛同し、高齢者を対象とした市民公開講座の開講、子育て支援のための子育てサロン「だっこ」を開催している。

大阪富田林キャンパスでは、平成 26（2014）年 4 月 15 日から、富田林市と「災害時一時避難場所としての学校法人藍野学院所有施設（学校法人藍野大学 藍野大学短期大学部 大阪富田林キャンパス）の使用に関する協定書」を締結し、今後の震災等の災害発生時において、富田林市と本学が全面的に協力し、地域住民の安全確保に努めることとしている。富田林市は「総合ビジョンおよび総合基本計画 第 6 期実施計画（令和 5 年度～令和 7 年度）」において、「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなで作る 笑顔あふれるまち」を将来像として掲げ、分野別施策として、①未来への希望を育む子育て・教育、②みんなで支え合う健やかで心豊かなくらしづくり、③魅力のあふれるまちのにぎわいづくり、④安全・安心で美しく快適なまちづくりを掲げている。本学においては、高齢者の割合が増加している現状を踏まえ、富田林市主催の「認知症サポーター養成講座」を本学教員が中心となって開催している。また、令和 5（2023）年 3 月 20 日には、本学と富田林市、それぞれのもつ歴史的・文化的資源や知的・人的資源の交流を図ることにより、互いの発展と地域社会や市民生活の充実に寄与することを目的とする基本協定書を締結した。

今後も茨木市、富田林市及び令和 7（2025）年度から移転する大阪市阿倍野区の知的基盤となり、地域活性化の核として短期大学部の役割を果たしていきたい。

■ 地域社会の産業の状況

茨木市は新名神高速道路や名神高速道路など、広域交通の利便性が高いことなどから、物流関連産業の新たな拠点として、複数の大型物流拠点の立地が進んでおり、新規立地・起業の支援と産業の活性化から雇用の創出を進めている。一方で地域に密着した商業や農林業では後継者問題などの課題が発生している。市内にはここ数年、事業所や大学などが多く立地し、通勤通学による流入人口も多くなり、昼夜間人工比率について、90%台を維持している。しかし、生産年齢人口の減少などにより、市税収入の大幅な増収を見込めず、今後より一層財政の健全化を図ることが必要となっている。

富田林市は、平成 14（2002）年をピークに人口減少が続いており、少子高齢化も進行している。令和 2（2020）年には、人口の約 3 割が 65 歳以上の高齢者となっている

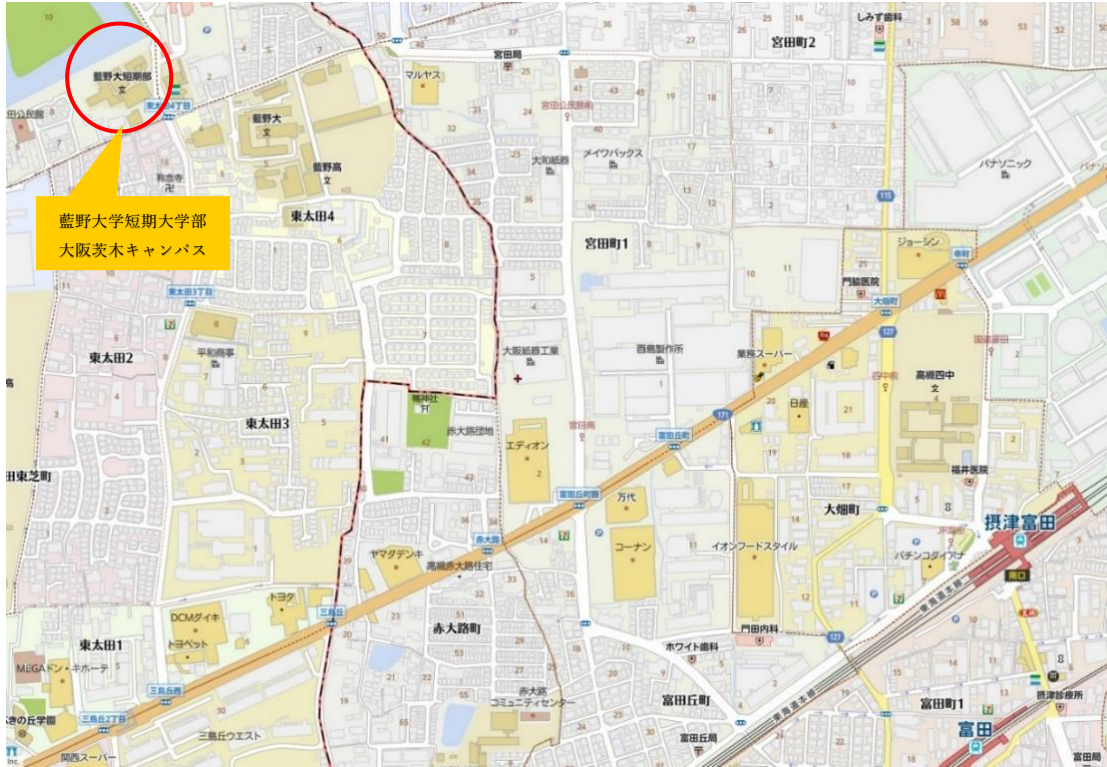
一方、この20年間で、15歳未満の年少人口は16.9%から11.3%、15歳から64歳の生産年齢人口も68.9%から58.7%と大幅に減少している。富田林市としては、人口減少対策、少子高齢化対策、さらにはその背景にある「地域における仕事づくり」に特に重点を置き、事業者の雇用創出や起業・創業支援を通じて、「しごと」の充実を図り、地域経済の新たな担い手を育て、商工業・農業などの中核産業の課題解決・競争力強化を支援し、地域経済の活性化に貢献することを目指している。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

【大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスの位置】



【大阪茨木キャンパスの位置】



【大阪富田林キャンパスの位置】



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA 教育課程] ○シラバスの評価の方法欄で、出席点を成績評価の対象にしている科目が散見されるので改善されたい。
(b) 対策
○シラバス作成の手引きを作成し、2. シラバスの項目 (3) 成績評価において、「※出席点は記載することはできません。(授業を受けるうえで出席することは当然のことであり、そのことで加点することはできません。)」と、表記し、評価で加点しないようにした。
(c) 成果
○成績評価により、ディプロマ・ポリシーに記載している専門知識と技能を身につけていることを確認している。

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス [テーマC ガバナンス] ○新学校法人会計基準に合わせて、学内の経理規程の改善が望まれる。
(b) 対策
○経理規程については、新学校法人会計基準に合わせ、内容についても毎年見直し改廃している。
(c) 成果
○新学校法人会計基準に則り予算決算含め、適正に運営している。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘

された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
基準 I 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] ○評価の過程で、自己点検・評価の結果が学外へ公表されていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令順守の下、定期的な公表を行うための自己点検・評価活動の体制を整備し、継続的な教育の質保証により一層取り組まれない。
(b) 改善後の状況等
○令和3年度、令和4年度自己点検・評価報告書については、情報公開項目として、以下のウェブサイトで公表している。 大阪茨木キャンパス https://www.aino-jc.jp/oic/about-aino-jc/disclosure/ 大阪富田林キャンパス https://www.aino-jc.jp/otc/about-aino-jc/disclosure/

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
 該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、科学研究費補助金を始めとする公的資金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、公募時の取り扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。また、「藍野大学短期大学部競争的資金等規程」「藍野大学短期大学部研究活動の不正行為に関する規程」「藍野大学短期大学部競争的資金等の物品検収業務に関する取扱規程」「藍野大学短期大学部競争的資金等による役務等契約手続・管理規程」「藍野大学短期大学部競争的資金等の内部監査規程」「藍野大学短期大学部科学研究費補助金経理取扱規程」に則り、公的資金の取り扱いは厳正に行っている。なお、研究費に関する公的資金の取り扱いは、補助金を保管する預金口座を法人事務局で管理し、補助金使用の際は短期大学の事務担当者が処理し、センター長及びキャンパス事務局長の決裁を経て、法人事務局で支払処理を行う体制を取っている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

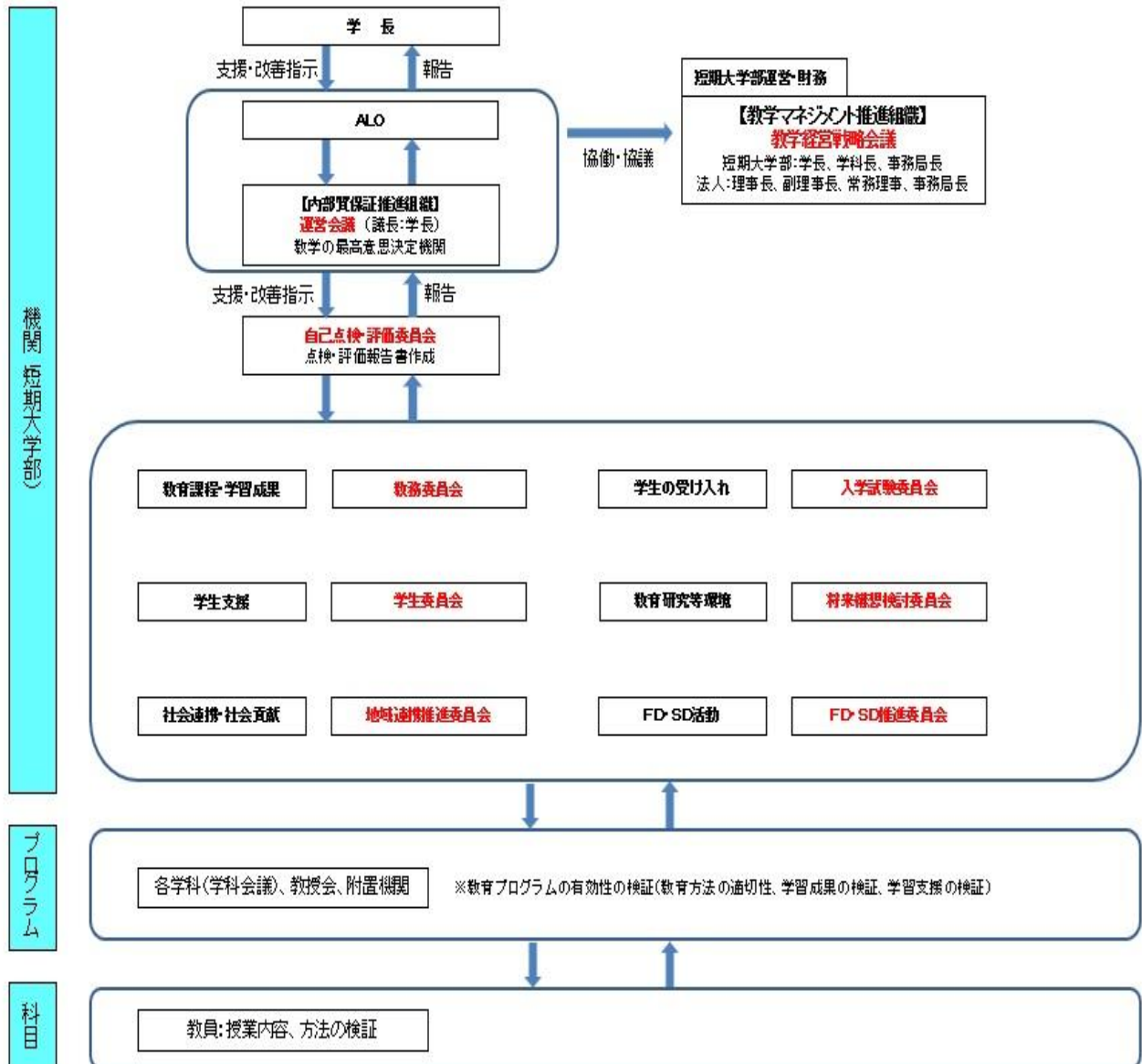
■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

令和5（2023）年度の自己点検・評価委員会構成員は以下のとおりとなる。

区分	所属	役職・職位	氏名
ALO 委員長	第二看護学科 専攻科	学科長・専攻科長・教授 自己点検・評価委員会委員長	河合 まゆみ
委員	第一看護学科	学科長・特任教授 FD・SD推進委員会委員長	青山 弘義
委員	第一看護学科	学科長代理・教授 入学試験委員会委員長	上田 愛子
委員	第二看護学科	教授 地域連携推進委員会委員長	田中 俊典
委員	第二看護学科	准教授 教務委員会委員長	川口 ちづる
委員	第一看護学科	講師 学生委員会委員長	奥野 修一
委員	短期大学部 第一看護学科	学長・教授 将来構想検討委員会委員長	足利 学
委員	第二看護学科	学科長補佐・講師	谷川 英二
委員	第一看護学科	講師	藤岡 智子
委員	第一看護学科	講師	白石 みどり
委員	専攻科	主任・講師	丸山 睦
委員	大阪茨木キャンパス事務局 大学・短期大学部事務センター	センター長	室屋 裕樹
委員	大阪富田林キャンパス事務局 短期大学部事務センター	センター長	中村 剛至
委員	大阪富田林キャンパス事務局 短期大学部事務センター	センター長代理	中谷 充彦
委員	大阪富田林キャンパス事務局 短期大学部事務センター 総務グループ	グループ長代理	米澤 克治
委員	大阪富田林キャンパス事務局 短期大学部事務センター 入試広報グループ	グループ長代理	李 柄植
委員	大阪富田林キャンパス事務局 短期大学部事務センター 学生支援グループ	グループ長代理	西谷 梨沙

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

藍野大学短期大学部 教学マネジメント・内部質保証体系図



- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価は学長からの付託を受けて、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会が主体となり実施している。

報告書については、各委員会を中心に執筆担当者が「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に準拠し、自己点検・評価のための根拠資料等に基づき、作成したものを自己点検・評価委員会へ提出している。自己点検・評価委員会は作成された報告書を確認の上、必要があれば各委員会および執筆担当者に修正・加筆等を求め完成している。

点検・評価の結果については、自己点検・評価委員会で審議及び検討した後、運営会議、学長に報告している。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

藍野大学短期大学部

年月日	内容
令和5年4月18日	自己点検・評価委員会 令和5年度自己点検評価報告書作成分担等の確認
令和5年5月22日	自己点検・評価委員会 令和5年度自己点検評価報告書作成スケジュール等の確認 令和6年度認証評価報告書等内容等の確認
令和5年7月24日	運営会議 令和6年度認証評価申込みの承認
令和5年9月1日	自己点検評価委員会 令和6年度認証評価の今後の進め方、スケジュール等
令和5年9月14日	自己点検評価委員会 教育理念・教育目標等の点検
令和5年10月23日	自己点検評価委員会 自己点検・評価報告書作成進捗状況確認、教育理念等点検
令和5年11月6日	自己点検評価委員会 自己点検・評価報告書作成進捗状況確認（各委員会より原稿素案の提出）
令和6年2月19日	運営会議 学則、教育理念等の変更（教育理念と教育目標の広報上の整理・統一）について
令和6年2月29日	令和6年度自己点検・評価報告書作成進捗状況 内部質保証の方針の策定及び令和6年度内部質保証体制等の改変について
令和6年4月10日	内部質保証委員会（学則を変更し、委員会の名称を変更） 令和6年度自己点検・評価報告書作成進捗状況（内容のチェックと問題点、根拠資料の確認等）
令和6年5月15日	内部質保証委員会 令和6年度自己点検・評価報告書作成進捗状況の確認、報告書その他資料の最終点検のスケジュールの確認、提出後のスケジュールの確認
令和6年5月22日	SD研修会 「認証評価制度とその対応について：第3期認証評価を受けるに当たって」本法人副理事長による講演と質疑。
令和6年6月12日	内部質保証委員会 令和6年度自己点検・評価報告書作成進捗状況（最終原稿の確認）
令和6年6月17日	運営会議 令和6年度自己点検・評価報告書最終稿の承認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 学則
- 2 CAMPUS GUIDE（短期大学案内） 令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度
- 3 学生便覧 令和 5（2023）年度、令和 6（2024）年度
- 4 ウェブサイト（教育研究上の目的に関すること）

[https://www.aino-](https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/01_education_purpose.pdf?pdf=0308)

[jc.jp/assets/attachment/disclosure/01_education_purpose.pdf?pdf=0308](https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/01_education_purpose.pdf?pdf=0308)

- 5 ウェブサイト（学校法人藍野大学）

<https://aino.ac.jp/philosophy/>

提出資料 - 規程集

※規程名称について、藍野大学短期大学部の規程に関しては、冒頭の「藍野大学短期大学部」を省略している。法人規程の場合は省略せず、「学校法人藍野大学～」と記載している。本文も同様。

- 35 運営会議規程

備付資料

- 1 入学生ガイダンス配布資料
- 2 藍野大学紀要(2018年)
- 3 子育てサロン「だっこ」 ウェブサイト
<https://www.aino-jc.jp/oic/information/2557/>
- 4 子育て支援講座『ベビーマッサージ』 ウェブサイト
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/247/>
- 5 認知症サポーター養成講座
- 6 ファミリーサポート講座「こどもの健康」
- 7 富田林市との連携協定 ウェブサイト
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/840/>
- 8 高大連携に関する協定と活動報告 2023年度分 ウェブサイト
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/968/>
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/1029/>
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/816/>
- 9 社会医療法人寿会富永病院との包括連携協 定 ウェブサイト
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/663/>
- 10 使い捨てコンタクトレンズからケースのリサイクル ウェブサイト・感謝状
<https://www.aino-jc.jp/otc/contribution/807/>

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学を含む学校法人藍野大学の設置学校では、建学の精神である、「愛智精神〔Philosophia〕にもとづく人間教育」を基盤に、人間愛と知性と情操を高め、継続的な自己研鑽を基礎に深い探究心を持った医療従事者の養成に努めている。また、創設者が唱えた「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」を、教育の理念として定めている。この理念は、病気を医学的に治療すると同時に患者の心に慰めを与えることが医療人の理想であるという考えに立っており、saluti（癒やす）に対して「医やす」という表現を使っている。この理念は医療人が心がけなければならない目標であり、医療の基本を示す精神であるといえる。本学の学則第1条には、「藍野大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く一般教養を高めるとともに、深く看護に関する専門の知識と技術を修得せしめ、もって健康科学の新しいにない手として社会の要請にこたえうる人材を育成することを目的とする。」としており、上記の建学の精神と教育理念に基づいた大学の目的を記したものである。（提出-1）

創設者は、教育理念を実現するために、「医師中心の医療から患者中心のチーム医療へ」ということを意味する「Sym-medical（シン・メディカル）」という言葉を提唱した。これは、専門家が単なる役割分担ではなく、シンフォニー（Sym）を奏でるように協力して、患者中心の医療（Medical）を行うことが重要であると考え、提唱された理念である。

建学の精神は、普遍的な人間智及び学問知の涵養を謳っており、教育理念は医療専門職の養成を中心に行っている本法人の特徴を建学の精神から抽出したものであり、ともに公共性を有している。建学の精神や教育理念及びそれに付随するシン・メディカルの理念は、ウェブサイト（提出-4~5）やCAMPUS GUIDE（短期大学案内）（提出-2）に掲載している。また、学生便覧（提出-3）や学内に掲示することで、広く学内外に表明している。さらに、入学式や保護者会、学年ガイダンス等（備付-1）において説明しており、教職員に対しても、全教職員出席の全体会議で学長から理念、目標について説明を行っている。

建学の精神や教育理念・目標について、自己点検・評価委員会（提出-規程集6）及び運営会議（提出-規程集35）で、その今日的な意義について話し合われている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座や健康福祉支援活動に関し、令和 5（2023）年度は感染症対策を徹底した上で、次の内容を実施した。

[第一看護学科・専攻科 大阪茨木キャンパス]

① 健康長寿講座

平成 28（2016）年度より地域住民の主に高齢者の方を対象に、あるテーマについてさまざまな角度からの講演を複数回連続で行うという形式で実施してきた。テーマとしては、社会的な関心が高い「認知症」および「死」を一貫して取り上げ、受講者へのアンケートでは高い評価を得た。なお詳細は平成 30（2018）年に本学紀要紙上において報告している。（備付 - 2、藍野大学紀要 31 P.95-101, 2018.）しかしながら、令和 2

（2020）年度から令和 4（2022）年度の間、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、開催は見合わせることにした。対象が高齢者中心ということもあり、安全のため会場に人が集まる形式での講座は中止すべきという判断からであった。令和 5（2023）年度には、以前の講義形式とは異なる形で、藍野大学と共同して、市民公開講座を実施した。

② 子育てサロン「だっこ」

専攻科の教員（保健師）及び学生（看護師資格あり）による地域の子育て中の母親を対象に、子育てに関する悩み相談や、さまざまな医学的知識を提供する取り組みで、毎年夏の期間に複数回実施している。令和 5（2023）年度は、感染症に対する安全対策をとった上で、実施予定であったが、参加者が集まらず実施出来なかった。（備付 - 3）

[第二看護学科 大阪富田林キャンパス]

地域の自治体の活動と協同する形で、主に「子育て」「認知症」について、講演会などを積極的に開催している。

① 子育て支援講座『ベビーマッサージ』（大阪狭山市および柏原市）（備付 - 4）

ベビーへのマッサージ&タッチングのみならず、子育てに関する疑問へのアドバイスや参加者との交流を行っている。令和 5（2023）年度は感染症に対する安全対策をとった上で、次の3カ所で実施した。

- ・大阪狭山市 子育て支援センター「ぽっぽえん」
- ・柏原市 玉手つどいの広場「たまたまぼこ」
- ・柏原市 柏原つどいの広場「ほっとステーション」

③ 認知症サポーター養成講座（富田林市）

地域住民の方及び学生を対象に、認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を養成する講座で、認知症についての基礎知識を知り、理解を深めるための講座で、毎年、富田林市と共催で開催している。（備付 - 5）

④ ファミリーサポート講座「こどもの健康」（大阪狭山市）

令和 5（2023）年には大阪狭山市『ファミリーサポート講座「こどもの健康」』を実施した。（備付 - 6）

大阪茨木キャンパスでは、平成 30（2018）年 3 月 27 日から、茨木市と「福祉避難所及び災害時一時避難場所としての学校法人藍野大学所有施設の使用に関する協定書」を締結しており、令和 3（2021）年 11 月 1 日からは「指定福祉避難所」として指定されている。

大阪富田林キャンパスでは、平成 26（2014）年 4 月 15 日から、富田林市と「災害時一時避難場所としての学校法人藍野学院所有施設（藍野大学短期大学部 大阪富田林キャンパス）の使用に関する協定書」を締結した。さらに、富田林市とは、令和 4（2022）年 3 月 20 日にはそれぞれのもつ歴史的・文化的資源や知的・人的資源の交流を図ることにより、互いの発展と地域社会や市民生活の充実に寄与することを目的とする基本協定書（備付 - 7）を締結している。

教育機関との協定について、高短大連携の協定書を私立公立含め、8 校（藍野高等学校、大阪緑涼高等学校、樟蔭高等学校、大阪府立吹田高等学校、奈良文化高等学校、羽衣学園高等学校、大阪府立東淀川高等学校、明浄学院高等学校）の高等学校と締結している。（備付 - 8）

病院連携としては、社会医療法人寿会富永病院と教育研究活動（実習施設、講師派遣、就職）に係る包括連携協定（備付 - 9）を締結している。

ボランティア活動として、大阪富田林キャンパスでは、SDGs の取り組みの一環として、「アイシティ eco プロジェクト」（使い捨てコンタクトレンズ空き容器の収集）に学生、教職員が参加し、社会貢献活動に取り組んだ。その結果、令和 5（2023）年度は、8.45kg（空ケース 8,450 個分）を収集した。（備付 - 10）

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の建学の精神は、「愛智精神〔Philo-sophia〕に基づく人間教育」であり、教育理念は、「Saluti et Solatio Aegrorum（病める人々を医やすばかりでなく慰めるために）」である。前者は、高度な職業人や広く市民に求められる普遍的な教育の在り方を示しており、後者は、特に医療専門職業人に求められる倫理面における理念を示している。両者は相まって完全なものとなるため、本学ではウェブサイトや学生便覧で両方を示しているが、往々にして、建学の精神と教育理念の二つがあるのが分かりにくいという指摘を受けることがある。教員は日頃から、地域連携活動や教育活動においてこの建学の精神と教育理念を実践しており、今後ともこの二つの精神・理念を掲げていくのが現状での方針であり、さまざまな場面でその意義を発信していきたい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

本学の教育目標は、「看護教育とは、医療を施すだけの人を送り出すのであってはならず、患者の共感を得て病の治癒の支援ができる人材を育成することにあります。そのために、医療や介護について十分な知識を持つことはもとより、患者に寄り添い共感を得ることができるよう十分な教養を持つ学生を教育します。」と記しており（提出-3）、これは先ほど触れた建学の精神と教育理念を実際の教育の目標として解きほぐした内容となっている。したがって、この教育目標は建学の精神、教育理念と直結しており、先に紹介した健康長寿講座や子育てサロン「だっこ」などの地域での課外活動も、参加する学生にとっては単なる地域貢献活動にとどまらず、建学の精神と教育理念の体得にかかわるものであり、建学の精神が教育の効果と密接につながっていると考えている。

<根拠資料>

提出資料

- 6 自己点検・評価委員会規程
- 7 内部質保証の方針

提出 - 規程集

- 8 地域連携推進委員会規程

備付資料

- 11 2022 年度卒業生への卒後アンケート（卒業生アンケート）
- 12 2022 年度藍野大学短期大学部の卒業生に関するアンケート（就職先アンケート）

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

短期大学部の教育目標は、以下のとおりである。

「看護職は、医師による診断を基に患者が患う病の治療を支援するのみならず、生活習慣の改善を促す重要な役割があります。そのために、医療や看護について十分な知識と技術を持つことはもとより、患者に寄り添い共感することができるよう十分な教養を持つ学生を教育します。さらに、病に罹らない社会・生活環境を整える手立てを考え実行する能力を持った人材を育てます。」

教育目標は、建学の精神を背景に教育理念を敷衍した形で示されており、CAMPUS GUIDE（提出 - 2）、ウェブサイト（提出 - 4）、学生便覧（提出 - 3）で公表している。また、教育目標を達成するために近年の学生の特性に着目した教育スローガンを現学長が就任した2年前から掲げている。「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」というもので、教育目標に関連する具体的な手段を示したものである。本学は、看護師及び保健師の養成を行っていることから、健康長寿講座、子育て支援講座『ベビーマッサージ』、認知症サポーター養成講座など、看護の技術や知識に関連する地域社会のニーズに対応している。活動の検証や次期の計画については、学科会議や地域連携推進委員会（提出 - 規程集 8）で行っている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

学習成果（本学では「学修」成果と表記している）は建学の精神と教育理念に基づき定めており、ウェブサイトで表明している。本学は、入学者の全員が看護師または保健師を志望し、卒業前に国家試験を受ける。そのため、学習成果は看護師または保健師になるための知識・技能をはじめ倫理観、人間性を身に付けることとなり、**基準 I-B-3**の学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーと同じ価値基準である。したがって、第一、第二看護学科ともに、学習成果はそれぞれのディプロマ・ポリシーと同一内容としている。学習成果は、ウェブサイト（教育研究上の目的に関すること）（提出 - 4）および学生便覧（提出 - 3）で公表している。

学習成果を定めた方針は上記のとおりで、三つのポリシーと合わせ自己点検・評価委員会（提出 - 規程集 6）を主体に点検を行っている。学習成果という以上、それを測定する客観的な方法が伴わなければならない。本学では、GPA 制度に基づきその成績状況を学習成果を測定する基本的な指標とするとともに、看護師や保健師に求められる資質、態度などについては、臨地実習科目の成績など多元的な指標で評価を行うこととしている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

三つの方針は、平成 28 (2016) 年度より検討を行い、平成 29 (2017) 年度から施行している。なお、令和 5 (2023) 年度中に一部改訂作業を行い、令和 6 年度から改定した三つのポリシーを施行する。(今回の改訂は、文言の統一と読みやすい表現に改めた軽微なものである。)

各内容については、学科会議や各種委員会で議論されたものを自己点検・評価委員会(提出 - 6)で集約し検討を行い、運営会議(提出 - 規程集 35)で決定している。建学の精神や教育理念に基づき、また本学の特徴である国家資格を有する医療従事者の育成という観点を踏まえたうえで、卒業の認定、学位授与に関する方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針をすべて関連付けて一体的に定めている。なお、「内部質保証の方針」(提出 - 7)にも、三つのポリシーの策定方針を掲げ、公表している。

ディプロマ・ポリシーについては、教育理念を具体的な能力として表現し、これらの能力を持った人材を育てるために必要な教育課程の編成と実施の方針をカリキュラム・ポリシーとして定めている。

カリキュラム・ポリシーでは、専門知識のみならず、人間性豊かな医療従事者育成のため、アクティブ・ラーニングなどの教育方法を積極的に取り入れることを記している。このような教育課程で学ぶ素養と意欲を持った人物像をアドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)に明記し、三つのポリシーを関連付けている。

三つの方針を検討するため、毎年度、直近の卒業生と卒業生の就職先にアンケートを行い、地域の求める人材育成像の把握と本学の教育課程について検討の参考としている。(備付 - 11~12) また、シラバスには、教育目標・目的を実現するためのカリキュラムに基づき、各科目の講義内容、講義の進行計画、到達目標、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示しており、シラバスに基づく教育活動を行っている。なお、本学の三つの方針については、学生便覧(提出 - 3)やウェブサイト(提出 - 4)に掲載し、学内外に表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学の教育が毎年度卒業時および卒業後にどのような効果をもたらしているかについては、卒業生の就職先へのアンケート調査を実施しているが、近年はコロナ禍による業務過多も相俟って回収率が悪いため、回収率を高めるための取り組みが必要である。

三つの方針が社会的なニーズに合致しているか、また、学習成果のデータ等も踏まえて、教育の質の向上に結び付いているかについて、学生自身や就職先へのアンケートなどの間接調査と GPA などの指標との関連については、現状では公表に耐える十分な検証ができていないため、今後の重要な課題と認識している。(備付 - 11~12)

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

8 教学マネジメント・内部質保証体系図

9 アセスメント・プラン

10 自己点検・評価報告書 ウェブサイト

令和 2 年度版

https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/12_myself02.pdf?pdf=0308

令和 3 年度版

https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/12_myself03.pdf?pdf=0308

令和 4 年度版

https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/12_myself04.pdf?pdf=0308

備付資料

13 ディプロマ・ポリシーに示す学修成果のルーブリック評価表学年別回答結果

14 教員の自己点検 PDCA 書式

15 看護の各領域の学習成果

16 GPA の分布

17 学生生活実態調査 (2023 年度の結果)

18 国家試験模擬試験結果等の分析

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

令和 5 (2023) 年度に「教学マネジメント・内部質保証体系図」(提出 - 8 p17 掲出) を整備し、また、同時に「内部質保証の方針」(提出 - 7)「アセスメント・プラン」(提出 - 9) を策定し、自己点検・評価から内部質保証へ一歩踏み込んだ考え方や道筋を築いた。「自己点検・評価」は毎年行っており、報告書はウェブサイトで過去 5 年分を公表している。(提出 - 10) また、LMS の manaba 上で、ディプロマ・ポリシーに示す学習成果のルーブリック評価表を示し、学生にディプロマ・ポリシーの各項目について自己評価を回答させている。(備付 - 13) 現状では、このディプロマルーブリックについては、公開しない前提で回答を

依頼しているが、今後は、適切な統計的処理を施したうえで公開できるものにしていく。自己点検・評価活動には全教職員が関与する必要があるが、令和5(2023)年度3月の「運営会議」において、令和6(2024)年度より全教職員が教育研究、社会貢献など活動区分ごとに年間目標を立て、年度末にその結果を報告し次年度の目標を立てる「自己点検 PDCA 書式」(備付-14)の提出が決められ、全教職員の意識をこれまで以上に高めることとした。なお、高等学校等の関係者など第三者の意見聴取の確立は、現状ではできていない。

自己点検・評価結果を教育の改善・充実のための PDCA サイクルに活用しているかどうかという点については、現状では不十分と考えている。〈区分 基準 I-B-2 の現状〉でも触れたが、学習成果の測定については、GPA の検証に加え、臨地実習科目などにより看護師としての資質や態度に関する学習成果を測定する必要があり看護の各領域に分けて検証は行っている(備付-15)が、検証結果の報告・公表までは行えていない。前掲の内部質保証体系図に沿って内部質保証委員会(令和5年度までの「自己点検・評価委員会」)では、学習成果の検証結果と改善策を大学としてまとめ、それを「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトで公表している。「自己点検・評価報告書」でまとめた課題は、全教職員で共有し、次年度の教育活動の改善に活用されており、前記の「自己点検 PDCA 書式」にも次年度に向けた目標の記載を求めている。

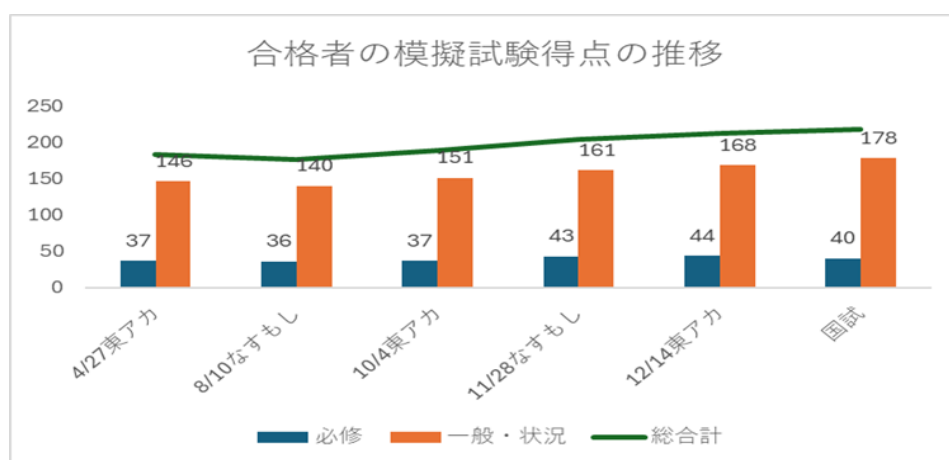
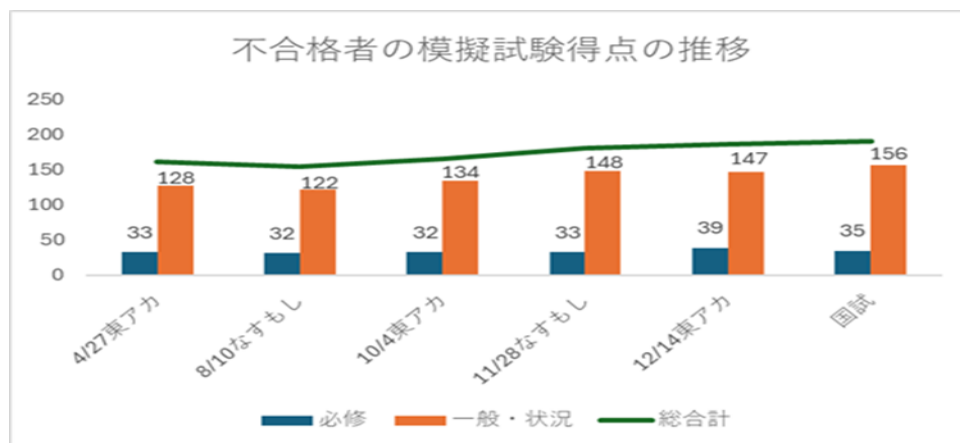
[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

上記の通り、学習成果の検証を行うためのアセスメント・プランについては、令和5年度中に策定し、その中の一部は従来から活用している。修業年限での卒業率や、退学率、留年率、国家試験合格率、GPA の分布(備付-16)及び学生生活実態調査(備付-17)や授業評価など各種アンケートなどである。ディプロマ・ポリシーの達成度については、現行のディプロマルーブリックよりもさらに具体的な定性的基準の必要を認識しており、第一看護学科ではその基準の運用も行っている。ディプロマ・ポリシーの学習成果のアセスメントとともに、本学では看護師の国家試験に合格するという目的があるため、国家試験に合格できる学習成果の測定も行っている。具体的には、在学中に計画的に国家試験の模擬試験を受験し、その結果を教員が分析し、学生に対し指導を行っている。その一例として、特に令和5(2023)年度の看護師国家試験においては、第二看護学科で例年になく合格率が振るわず(p.47 参照)、それまでに受けた模擬試験の結果と照らし合わせ、急ぎその原因の検証を行っているが、その一部を以下に示す。



2023年度卒業学生 科目との相関

	累計GPA	看護概論	老年	小児概論	成人	精神	解剖整理	病態学
解剖整理	.617**	.402**	.362**	.517**	.351**	.389**	--	
病態学	.723**	.458**	.467**	.556**	.542**	.316**	.657**	--

Spearmanの順位相関

** $P < .001\%$

国家試験の結果（合格率）は、本学における学習成果を示すものであるだけでなく、直接就職に結びつく重要性を持つため、従前よりさまざまな検証を行ってはいるが、今後ともアセスメントの手法を向上させ指導法の改善を図っていく必要を認識している。（備付 - 18）

なお、短期大学設置基準等の法令改正に合わせた対応、例えば令和4（2022）年度に実施された短期大学設置基準改正に合わせた学則の変更は令和5（2023）年度中に行っている。多様な授業方法を取り入れることによる単位の計算方法をより柔軟に行うこと、また、単位の授与においても多様な評価方法を取り入れることなどの変更点を学則に反映し、改定した学則は学科会議等で周知している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

根拠資料として示した「内部質保証の方針」（提出 - 7）や「アセスメント・プラン」（提

出 - 9)についても令和5年度に公表したものであり、実質的な運用を開始した段階である。内部質保証では、機関レベル、プログラムレベル、科目レベルのそれぞれのレベルにおけるPDCAサイクルの実行と各レベル間相互のPDCAサイクルの実質が求められるが、本学ではまだ、後者の各レベル間相互のPDCAサイクルの実行が現状不十分と認識している。

すなわち、学習成果に係るアセスメントにおける、成績情報や国家試験合格率など重要なデータについては教務委員会や学科会議の中での共有に終わっており、「自己点検・評価委員会」での検討を経て、各種委員会や学科、あるいは各教員に具体的な改善を求めるというしくみが十分に機能しているところまでは行っていない。この機能が内部質保証の実質であることの理解は教職員の中でできており、今後、「内部質保証委員会」と名称も変わった委員会でこの点を踏まえた検証を行い、機関レベル、プログラムレベル、科目レベルの各レベルの問題点と課題を明確にしていく。また、その検証結果と明らかになった課題をウェブサイト等で公表していく。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の改善計画として、組織的な自己点検・評価システム及び教員個人での自己点検・評価が組織的に行われていない点を挙げ、自己点検・評価のマニュアルの作成と毎年、自己点検・評価報告書を作成することを記載している。また、本報告書 p.15 で記載のとおり、前回の認証評価時において、自己点検・評価の結果が学外に公表されていないという指摘も受けている。

以上の点に関し、既述の通り、内部質保証を主体とする「教学マネジメント・内部質保証体系図」「内部質保証の方針」「アセスメント・プラン」「教員の自己点検 PDCA 書式」を策定し、現在運用段階にある。また、「自己点検・評価報告書」については毎年作成し、ウェブサイトで公表している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

既述の通り、令和6（2024）年度より「教学マネジメント・内部質保証体系図」「内部質保証の方針」「アセスメント・プラン」を策定または改定し、施行することとした。これらに示された自己点検の実施主体は「内部質保証委員会」（2023年度までは「自己点検・評価委員会」（提出 - 規程集 6））であるため、令和6年度年初に内部質保証委員長より各教員に年間活動計画と目標の提出を求め（教員の自己点検 PDCA 書式）、PDCAを回す端緒とする。併せて、各種アセスメントに照らしての検証作業を実施し、年間で少なくとも4回以上委員会を実施することを常態化する。「自己点検・評価報告書」にはその検証作業を反映し、改善に向けた取り組みの実質を公表できるようにしていく。また、令和6（2023）年度中に学生行動調査などの間接調査の充実に向け改定し、令和7（2024）年度より実施していく。

なお、令和7(2025)年度より、現在校地・校舎が異なる第一看護学科と第二看護学科を大阪市阿倍野区に移転・統合し、看護学科1学科に改組する予定(2024年4月～5月文部科学省届出)である。自己点検・評価についてはこれまでも両学科合同で行ってはきたものの、校地・校舎が異なるという制約上、どうしても短期大学全体としての点検・評価について十分な議論ができない部分があった。上記移転統合にあわせて、教育の効果にむけた改善の方針は、下記の諸点である。

- ① 現状の2学科から、看護学科2年課程、3年課程の1学科2専攻課程に改組することで、より風通しのいい教員組織とし、全教員が学科の教育に責任を持つ。
- ② 教育課程の見直しや学習成果の検証においても、学長のリーダーシップのもと各専攻課程の枠を超えて、看護学科全体として行う。
- ③ 移転統合により、地域の社会貢献活動(令和6年3月5日大阪市阿倍野区との地域連携協定締結)の幅をさらに広げることができ、建学の精神を生かした教育の効果が発揮されるようさらに推し進めていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

- 11 令和 5 年度シラバス
- 12 入試ガイド 令和 5 (2023) 年度、令和 6 (2024) 年度
- 13 ウェブサイト 情報公開項目 (入学者数、在学学生数、卒業生数、進学・就職者数その他)

https://www.aino-jc.jp/assets/attachment/disclosure/04_entry_policy2023.pdf

提出資料 - 規程集

- 41 履修及び試験に関する規程
- 45 GPA 評価の取り扱いに関する内規
- 5 入学試験委員会規程
- 66 学校法人藍野大学 事務組織規程

備付資料

- 19 教育課程と指定規則との対比表
- 20 実習要綱、実習評価表
- 21 シラバス作成要項
- 22 大学改革支援・学位授与機構による学位認定制度
- 23 授業評価アンケート及びその結果
- 24 「シン・メディカル論」シラバス

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

平成 28 (2016) 年度に開催された教授会で、建学の精神、教育理念、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針等の相互関連性について検討され、短期大学部の学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー) に基づき、各学科の学位授与に関する方針も定めている。

【藍野大学短期大学部 卒業の認定、学位授与に関する方針 ディプロマ・ポリシー】

藍野大学短期大学部では、医療や看護の十分な専門知識を身につけているのみならず、医療環境の変化に対応してゆくことのできる柔軟性を持ち、さらに教育理念にあるように「医やすばかりでなく慰める」ことができる人間性の豊かな医療人を育成することを目指しています。

具体的にはカリキュラムに従った学修の結果、以下の項目を満たし、かつ所定の単位を取得した者に対して卒業を認定します。

- ①看護師あるいは保健師として十分な専門知識と技能を身につけている。
- ②患者あるいは対象となる個人やその家族等と共感を持って接することができて、円滑なコミュニケーションをとることができる。
- ③社会人として、また医療人として豊かな人間性と高い倫理性を備えている。
- ④自己のスキルアップ、新しい知識の修得について意欲的であり、その方法について理解している。
- ⑤修得した知見を他者に対して論理的に説明できる。

【第一看護学科・第二看護学科、専攻科（地域看護学専攻）

卒業の認定、学位授与に関する方針 ディプロマ・ポリシー】

【第一看護学科、第二看護学科】

- ①チーム医療の一員として同僚や他職種の人と協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。
- ②医療・保健・福祉における社会資源の知識を持ち、活用方法を考えることで支援システムについて知ることができる。

【専攻科（地域看護学専攻）】

- ①地域の健康課題を明確にし、その課題解決に向けて計画・立案する方法を理解している。
- ②地域に存在する社会資源の把握及び活用方法を修得し、必要な支援システムや資源について考えることができる。
- ③公衆衛生看護の対象となる個人・家族・集団・組織に対して、対象別の実践方法を理解している。
- ④関係機関・関係職種との協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。

これらは、看護師、保健師として必要な要件であり、学則第1条にあるとおり、「深く看護に関する専門の知識と技術を修得せしめ、もって健康科学の新しい担い手として社会の要請にこたえうる人材を育成する」ことを目的とし、その実現のために学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）を定めている。また、学位授与の方針は、学生便覧（提出-3）、ウェブサイト（提出-4）に掲載し、シラバス（提出-10）には各授業科目と学位授与方針との関連を掲載している。

ディプロマ・ポリシーが、学習成果や資格取得の要件を示すものであること、及び社会的・国際的に通用性があるかどうかという点について、大学全体のディプロマ・ポリシーに即し

て以下に示す。

「①看護師あるいは保健師として十分な専門知識と技能を身につけている。」では、知識・技能面における達成度を示しており、具体的には卒業時における国家試験の合格に照準を合わせている。

「②患者あるいは対象となる個人やその家族等と共感を持って接することができて、円滑なコミュニケーションをとることができる。」対人医療職にとって、コミュニケーション能力は不可欠のものであり、国家試験では測定できない資質として、2 番目に掲げている。

「③社会人として、また医療人として豊かな人間性と高い倫理性を備えている。」社会人としての倫理観と医療専門職としての倫理観を併せ持つことを示しており、社会的また国際的にも求められる資質である。

「④自己のスキルアップ、新しい知識の修得について意欲的であり、その方法について理解している。」生涯にわたる自己研鑽能力の育成を示しており、日進月歩の医療の世界で欠かせない態度であり、国際的にも常識といえる。

「⑤修得した知見を他者に対して論理的に説明できる。」一見瑣末なことに見えるが、自らの知見を論理的に伝える（言語、文字、さまざまな情報機器等を通して）ことは、もっとも重要で基本的な能力（リテラシー）であり、社会の中や広く学術の世界で必要な能力である。

以上の短期大学部のディプロマ・ポリシーに第一及び第二看護学科共通のディプロマ・ポリシーと専攻科のディプロマ・ポリシーがある。学科共通の二つのポリシーのうち、「①チーム医療の一員として同僚や他職種の人と協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。」では、本学の教育理念と現代の医療専門職に求められる多職種連携の考えが示されている。もう一つの「②医療・保健・福祉における社会資源の知識を持ち、活用方法を考えることで支援システムについて知ることができる。」については、やや専門的で高度な達成目標であるが、国際的なレベルでは求められるものである。

なお、専攻科（地域看護学専攻）のディプロマ・ポリシーについては詳述を省くが、上述の第一及び第二看護学科と同様の視点で、保健師としてのやや高度な専門的能力の習得を示しており、社会的及び国際的に十分通用するものである。

ディプロマ・ポリシーは、学外に対しては、ウェブサイト（提出 - 4）で公開している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件についての基本となる考え方は、学位授与の方針に示されており、「学則」（提出 - 1）や「履修及び試験に関する規程」（提出 - 規程集 41）で明確に定め、学生便覧（提出 - 3）、シラバス（提出 - 11）に掲載して学生に明示し理解を図っている。卒業要件単位は第一看護学科が 69 単位、第二看護学科が 102 単位、専攻科（地域看護学専攻）が 33 単位以上を修得することとしている。卒業時に得られる看護師・保健師国家試験受験資格に関しては大学案内に明示している。成績評価の基準については、「学則」や「履修及び試験に関する規程」に定め、学生便覧に掲載し、学生に理解を図っている。成績は 100 点満点中 60 点以上を合格とし、S（100～90 点）、A（90 点未満～80 点）、B（80 点未満～70 点）、C（70 点未満～60 点）、D（60 点未満）としている。評価方法は、定期試験、レポートなど、各科目によって定められている。学科・専攻科内においてポリシーの内容が適切であるかどうかは常に意識されており、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針については、令和 4（2022）年度の新カリキュラム策定にあたって若干

の文言の見直しを行った。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

教育課程は、短期大学設置基準及びディプロマ・ポリシーに対応し策定されている。また、本学は看護師と保健師の国家試験受験資格を取得するために法令上、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以下、「指定規則」という。）に定められている教育課程に準拠する必要があり、これまで教育課程の変更を行うごとに文部科学省に変更承認申請を行い、承認を受けている。（備付 - 19）教育課程編成・実施の方針は、以下のとおりである。

【教育課程の編成及び実施の方針 カリキュラム・ポリシー】

藍野大学短期大学部は、育成する人材像をディプロマ・ポリシーで定めています。その目標を達成するために以下の方針で教育課程の編成がなされています。また、学修効果を高めるために、アクティブ・ラーニングなどの教育方法を積極的に取り入れます。

- ① 基礎分野・専門分野等、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、適切に科目を配置する。
- ② 基礎科目、専門科目の比率を適切に定める。
- ③ 各科目の履修年次、履修順序を最も効果的に学修できるように配置する。
- ④ 豊かな人間性を涵養するため、幅広い教養教育を行う。
- ⑤ 論理的な思考や、それに基づいたプレゼンテーション能力を身に付ける。
- ⑥ 専門職業人としての自覚と能力を養うために、臨地実習を重視する。

各科目については、定期試験等により必要となる知識、技能が身についているかを判定します。実習科目は、看護師としての専門知識及び技能、協調性、コミュニケーション能力等について評価基準を基に、ディプロマ・ポリシーで掲げる能力が身についているかを評価します。

指定規則との対応については、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の①に示されている。

ディプロマ・ポリシー（p.31 上段の大学全体のディプロマ・ポリシー）との対応については、カリキュラム・ポリシーの④～⑥に示されており、以下のとおりである。

「④豊かな人間性を涵養するため、幅広い教養教育を行う。」は、ディプロマ・ポリシーの②③⑤に対応しており、主に基礎分野の編成方針である。

「⑤論理的な思考や、それに基づいたプレゼンテーション能力を身に付ける。」は、ディプロマ・ポリシーの①②⑤に対応しており、専門基礎分野や専門分野においても重視した教育の実施方針である。

「⑥専門職業人としての自覚と能力を養うために、臨地実習を重視する。」は、ディプロマ・ポリシー（本学では「学習成果」も同一）の達成のために、専門分野の「臨地実習科目」を重視していることを示している。ディプロマ・ポリシーの①～④すべてにかかわる重要な要素と捉えている。

具体的に教育課程の中身について触れるために、第一看護学科及び第二看護学科の教育課程及び実施体制の概要を以下掲出する。

第一看護学科

授業科目及び単位数（令和5(2023)年度以降入学生用）

※担当教員は2024年度の配置

学科目の名称		授業科目	卒業要件単位数	看護師国家試験受験資格取得に必要な単位数	担当教員			備考		
					専任	兼任	計			
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	8 単位	8 単位		1	1			
		医療数学			1		1			
		情報科学				2	2			
	人間と生活・社会の理解	英語Ⅰ				1	1			
		英語Ⅱ				1	1			
		文章表現法				1	1			
		人間関係論			1		1			
	ボランティア論		1	1						
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	10 単位	10 単位	1		1			
		生化学			1		1			
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学				1	1			
		病態学			3	1	4	オムニバス		
		薬理学			1		1			
		微生物学				1	1			
		シン・メディカル論			5		5	オムニバス		
	健康支援と社会保障制度	公衆衛生学			4 単位	4 単位	1		1	
		関係法規						1	1	
		保健医療概論					3		3	オムニバス
社会福祉学			1	1						
専門分野	基礎看護学	看護学概論	6 単位	6 単位	1		1			
		基礎看護学方法論Ⅰ			6		6	共同		
		基礎看護学方法論Ⅱ			6		6	共同		
		基礎看護学方法論Ⅲ			6		6	共同		
		基礎看護学方法論Ⅳ			5		5	共同		
	地域・在宅看護論	地域・在宅看護概論	5 単位	5 単位	1		1			
		地域・在宅看護方法論Ⅰ			1		1			
		地域・在宅看護方法論Ⅱ			5		5	共同		
	成人看護学	成人看護学概論	3 単位	3 単位	1		1			
		成人看護学方法論Ⅰ			1		1			
		成人看護学方法論Ⅱ			1		1			
	老年看護学	老年看護学概論	3 単位	3 単位	1		1			
		老年看護学方法論			1		1			

藍野大学短期大学部

小児看護学	小児看護学概論	3 単位	3 単位	1		1	
	小児看護学方法論			1	1	2	オムニバス
母性看護学	母性看護学概論	3 単位	3 単位	2		2	オムニバス
	母性看護学方法論			1		1	
精神看護学	精神看護学概論	3 単位	3 単位	1	1	2	オムニバス
	精神看護学方法論			1		1	
看護の統合と実践	看護研究	5 単位	4 単位	1		1	
	看護管理				1	1	
	国際・災害看護学			1		1	
	看護の統合と発展			12		12	共同
臨地実習	基礎看護学実習	16 単位	16 単位	12		12	共同
	地域・在宅看護論実習			2		2	共同
	成人・老年看護学実習			5		5	共同
	小児看護学実習			2		2	共同
	母性看護学実習			2		2	共同
	精神看護学実習			2		2	共同
	統合実習			12		12	共同
合 計		69 単位	68 単位	111	15	126	

第二看護学科

授業科目及び単位数(令和5(2023)年度以降入学生用)

※担当教員は2024年度の配置

学科目の名称 授業科目			卒業 要件 単位数	看護師国家試験受験資格取得に必要な 単位数	担当教員			備考	
					専任	兼任	計		
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	14単位	14単位		1	1		
		統計学				1	1		
		物理学				1	1		
		学びの基盤			1		1		
	人間と生活・社会の理解	華道				1	1		
		日本文化論			1		1		
		人間学			1	1	2	オムニバス	
		人間関係論			1		1		
		カウンセリング心理学				1	1		
		家族論			1		1		
		教育学			1		1		
		日本語表現法			1		1		
		英語 I				1	1		
英語 II		1	1						
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学	16単位	16単位	1		1		
		生化学			1		1		
		臨床栄養学			1		1		
	疾病の成り立ちと回復の促進	薬理学				1	1		
		微生物学				1	1		
		病理学				1	1		
		病態学 I			1	4	5		
		病態学 II			1	4	5		
		臨床検査・放射線検査			1	1	2	オムニバス	
	健康支援と社会保障制度	シン・メディカル論			3	3	6	オムニバス	
		公衆衛生学 関係法規 保健医療概論 社会福祉学 ボランティア論 I ボランティア論 II			公衆衛生学		1	1	
					関係法規		1	1	
					保健医療概論	1		1	
社会福祉学				1	1				
ボランティア論 I				1	1				
ボランティア論 II	1			1					
専門分	基礎看護学	看護学概論	11単位	11単位	1		1		
		基礎看護学方法論 I			2		2	共同	
		基礎看護学方法論 II			1		1		

藍野大学短期大学部

野		基礎看護学方法論Ⅲ			3		3	共同	
		基礎看護学方法論Ⅳ			1		1		
		基礎看護学方法論Ⅴ			1		1		
		看護研究			1		1		
	地域・在宅看護論		地域・在宅看護概論	6単位	6単位	1		1	
			地域・在宅看護方法論Ⅰ			1		1	
			地域・在宅看護方法論Ⅱ			1		1	
	成人看護学		成人看護学概論	6単位	6単位	2		2	
			急性期看護学方法論			1		1	
			慢性期看護学方法論			1		1	
			成人看護学方法論			1		1	
	老年看護学		老年看護学概論	4単位	4単位	1		1	
			老年看護学方法論Ⅰ			2		2	共同
			老年看護学方法論Ⅱ			1		1	
	小児看護学		小児看護学概論	4単位	4単位	1		1	
			小児看護学方法論Ⅰ			1		1	
			小児看護学方法論Ⅱ			1		1	
	母性看護学		母性看護学概論	4単位	4単位	1		1	
			母性看護学方法論Ⅰ			1		1	
		母性看護学方法論Ⅱ	1				1		
精神看護学		精神看護学概論	4単位	4単位	1		1		
		精神看護学方法論Ⅰ			2		2		
		精神看護学方法論Ⅱ			2		2		
看護の統合と実践		看護管理	4単位	4単位		1	1		
		エンドオブライフケア			2		2	オムニバス	
		災害・国際看護学				2	2	オムニバス	
		統合看護実践			2		2	オムニバス	
臨地実習		基礎看護学実習Ⅰ	23単位	23単位	5		5	共同	
		基礎看護学実習Ⅱ			12		12	共同	
		地域・在宅看護論実習			6		6	共同	
		成人・老年看護学実習Ⅰ			4		4	共同	
		成人・老年看護学実習Ⅱ			4		4	共同	
		小児看護学実習			2		2	共同	
		母性看護学実習			2		2	共同	
		精神看護学実習			2		2	共同	
		統合実習			12		12	共同	
合 計			102単位	102単位	105	29	134		

教育課程の全体の構成は、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野に区分されており、基礎分野においては、本学の建学の精神、教育理念を体現する豊かな人間性と幅広い教養を身につける科目、基礎的なりテラシーを身につける科目、専門基礎及び専門分野への基盤となる科目で編成している。専門基礎及び専門分野においては、各免許・資格取得に向けて指定規則で規定されている科目を設置しており、また学修成果に対応した各領域別の授業科目で編成している。特に、カリキュラム・ポリシーの⑥にある「専門職業人としての自覚と能力を養うために、臨地実習を重視する。」とあるように、「臨地実習」については、第一看護学科で 16 単位、第二看護学科で 23 単位割り当てており、単に実習施設での学習、指導を受けるだけでなく、実習の事前・事後学習にも十分な時間をかけて実施している。(備付 - 20) そのため、表中に示しているように、専任教員を多く配置し、共同して手厚い学生指導を行っている。また、基礎知識を構築し、専門性の高い内容へと無理なく移行していけるような編成を行っている。単位の実質化を図るために、令和 5 (2023) 年度に単位の上限数を 50 単位と定めた。(提出 - 規程集 41 第 2 条)

成績評価は、短期大学設置基準に則りなされており、シラバスに明記して適切な評価を行っている。令和元 (2019) 年度より GPA を導入し、100 点法による 5 段階評価で、S (100 点～90 点)、A (90 点未満～80 点)、B (80 点未満～70 点)、C (70 点未満～60 点) を合格、D (60 点未満) とし不合格とした。このことは「藍野大学短期大学部履修及び試験に関する規程」(提出 - 規程集 41)「学生便覧」(提出 - 3) に明記し、単位の実質を保証している。また、GPA の取り扱いについては、別途「GPA 評価の取り扱いに関する内規」(提出 - 規程集 45) を定め、評価を行う際の留意点を定めている。

シラバスには、必要な項目(学修成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)が明示されている。(提出 - 11) 平成 28 (2016) 年度にはシラバス作成要項(備付 - 21)を作成し、シラバスの内容検討、作成、編集における実施のありかたについて見直しを行った。このことから、より組織的に教育課程編成・実施の方針を具現化することができるようになった。さらに、令和 5 (2023) 年度には、教務委員会において各科目のシラバスの記載内容のチェックを実施した。教務委員会においてシラバス作成要項を基に見直し、検討を行い、単位の実質化に向けた教員の意識改革・改善を求めている。

教育課程の見直しについては、直近では令和 4 (2022) 年度からの新カリキュラムの実施を行うなど、特に指定規則の改正時ごとに行っている。令和 7 (2025) 年度からは、第一看護学科と第二看護学科が統合し、看護学科 2 年課程と 3 年課程に改組する計画で基幹教員制度に移行するが、それに合わせ、新たに「2 年課程カリキュラム委員会」「3 年課程カリキュラム委員会」を設け、教育課程の見直しをさらに強化・推進する。(現在、文部科学省に届出中)

なお、保健師の国家試験受験資格を得る 1 年課程の専攻科(地域看護学専攻)(提出 - 1 学則第 29 条以降)の教育課程を以下に掲げる。専攻科も先に記したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき教養教育と専門教育とのバランスを考慮した編成方針としている。専攻科では、3 年課程の第二看護学科の卒業生が入学した場合、卒業後に大学改革支援・学位授与機構から学士の学位が授与される制度を取り入れている。(備付 - 22)

専攻科（地域看護学専攻）

教育内容	科目名	時間数	単位数
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	30	2
	公衆衛生看護管理論	15	1
	公衆衛生看護方法論Ⅰ	30	2
	公衆衛生看護方法論Ⅱ	15	1
	公衆衛生看護方法論Ⅲ	15	1
	公衆衛生看護活動論Ⅰ	30	2
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	30	2
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	30	2
	産業保健指導	15	1
	学校保健指導	15	1
	公衆衛生看護研究	60	2
	環境保健論	15	1
疫学	疫学	30	2
保健統計学	保健統計学	30	2
保健医療福祉行政論	保健医療福祉行政論Ⅰ	30	2
	保健医療福祉行政論Ⅱ	15	1
	保健医療福祉行政論Ⅲ	15	1
選択科目	歯科保健論	15	1
	保健栄養論	15	1
	運動指導論	15	1
	英語コミュニケーションⅠ	15	1
	日本国憲法	30	2
	運動学演習	30	1
	英語コミュニケーションⅡ	15	1
	情報管理論	30	2
公衆衛生看護学実習	公衆衛生看護実習Ⅰ	30	1
	公衆衛生看護実習Ⅱ	120	4
	公衆衛生看護実習Ⅲ	30	1
合計		765	42

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

教育課程は、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう編成している。本学では、医療や看護について十分な知識を持つことはもとより、患者に寄り添い共感を得ることができるように、十分な教養をもつ学生の育成を教育目標に掲げている。また、専攻科（地域看護学専攻）においては、地域社会等に貢献し得る優秀な人材を養成できる教養教育の内容を選択科目として履修している。教養教育は、本学の教育課程では「基礎分野」において行われ、実施体制は各学科の専任教員、兼任教員、同一法人設置の藍野大学からの非常勤教員及び外部の非常勤教員によって構成され、授業開始年度の前年度の11月前後に授業の体制を教務委員会で取りまとめている。

教養教育と専門教育の関連については、第一看護学科の「医療数学」「情報科学」「人間関係論」、第二看護学科の「情報科学」「統計学」「人間関係論」「カウンセリング心理学」「家族論」などの科目で顕著に示されている。「情報科学」や「統計学」は情報社会に生きるうえで欠かせない素養であるだけでなく、IT化が進む医療職の現場においても基盤となる知識である。また「人間関係論」「カウンセリング心理学」「家族論」は、患者や家族、そして他の医療専門職とのコミュニケーション、連携を図るうえで重要な知識や技能を提供するものである。以上のことから、教養教育と専門教育とは明確に関連している。

教養教育の効果の測定は、定期試験結果、授業評価アンケート（備付-23）、卒業後アンケート（備付-11）、国家試験の結果等により検証し、教務委員会、学生委員会等での検討を行って改善に取り組んではいるが、どのような手法や方法でその効果を測定するのかについては苦慮しているのが現実である。看護師として仕事をしていく上での、文化的な教養、人間についての幅広い見方や倫理観を身に付けるうえでどのような科目が効果的なのか、現状の科目編成で効果が上がっているかについて議論を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

本学は、看護師または保健師を育成する学校であるため、職業教育のカリキュラムが正課カリキュラムとは別に行われている大学等とは異なり、正課の専門科目での教育が短期大学設置基準でいうところの職業教育とほぼ等しい点をまず述べておきたい。

各学科・専攻科において、看護師養成課程、保健師養成課程をカリキュラムとしており、各課程の専門科目や実習等を中心として職業教育を行っている。また、基礎科目においても、既述の通り、「情報科学」「統計学」「人間関係論」「カウンセリング心理学」「家族論」等の

科目を配置し、教養教育から職業教育への接続に留意している。また、**特記事項**に記載するが、学科のディプロマ・ポリシー①にある「チーム医療の一員として同僚や他職種の人と協調性を保ちつつ積極的に関わることができる。」を学習成果とするために、両学科とも「シン・メディカル論」という科目を配している。

職業教育の実施に当たって特に重要となる臨地実習科目については、指定規則に準拠し、既述のとおり第一看護学科で 16 単位、第二看護学科で 23 単位を配し、事前事後学習などのガイダンスを行い、臨地の実習指導者とも評価方法や緊急時の連絡体制など入念な打ち合わせを行い実施している。臨地実習後の事後学習では、各学生に報告・発表を課し、評価の要素としている。(備付 - 20)

職業教育の効果を測定・評価するために、臨地実習科目の成績について学科会議において過年度と比較し、検証を行っている。また、卒業生の進路先からの評価を聴取する方法として、毎年 1 月～3 月頃に前年度卒業生全員を対象に就職先アンケート(備付 - 12)を実施している。1 ヶ月程度の回答期間を設け、結果をもとに集計を行っている。結果は、各学科・専攻科にフィードバックし、実習指導方法や教育課程編成の見直しなどの参考とし、職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

なお、**<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>**で触れるが、第二看護学科においては、1 年生、2 年生に対して福祉住環境コーディネーター検定試験 3 級、メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅲ種類の学内特別対策講義と学内団体試験を実施し、意欲ある学生の発展的な職業能力に係る資格取得を支援している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学では、学修成果に基づき入学者の受け入れ方針を掲げており、入試ガイド(学生募集要項)(提出 - 12)、ウェブサイト(提出 - 4)等でアドミッション・ポリシーを明確に示している。また、各学科・専攻科ともに入学前の学習成果の把握、評価を明確に示しており、さらに医療従事者となるための意欲、人間性を求めている点は、学校法人藍野大学の建学の

精神、教育理念、本学の教育目標と合致している。

本学のアドミッション・ポリシーである「チーム医療の中で看護の役割を果たすことができる人」はディプロマ・ポリシーに対応しており、各学科・専攻科ともに具体的な学修成果各3項目を包括的に表現した内容となっている。

このようなアドミッション・ポリシーの下で、各学科・専攻科では、次の多様な入学者選抜を行っている。

第一看護学科では、総合型選抜[自己推薦入試]、学校推薦型選抜[指定校推薦入試、公募制推薦入試（Ⅰ型・Ⅱ型）]、一般選抜入試があり、一般選抜入試以外はすべての入学者選抜で面接を実施している。医療従事者として求められる礼儀や態度、社会性や表現力、志望動機などについて面接を行い、評価を定量化して試験成績に反映させている。いずれの入学者選抜でもアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）に基づき、学力の3要素である①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を多面的・総合的に把握する内容となっている。なお、一般選抜入試では、試験科目に看護専門科目（准看護師試験に準ずる）を取り入れるとともに、面接の代わりに小論文を科すことで、基礎学力を問うている。また、藍野高等学校からの進学希望者を対象とした特別入試Ⅰ型（推薦）、Ⅱ型（一般）を行っており、Ⅰ型は面接、Ⅱ型は看護専門科目と面接により、人間性と基礎学力を問うており、一般選抜入試以外は専願となっている。

第二看護学科では、総合型選抜入試[講義方式、プレゼンテーション方式、特別入試（明浄学院高等学校対象）]、学校推薦型選抜[指定校推薦入試、公募制推薦入試（A日程・B日程・C日程）]、社会人選抜入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、一般選抜入試（前期日程、中期日程、後期日程）を実施しており、一般選抜入試（前期日程2科目方式）以外の全ての入学者選抜において面接を実施している。いずれの入学者選抜でもチーム医療の中で看護の役割を果たすことができるコミュニケーション能力や専門職を目指す強い意欲・知識を把握する内容となっている。総合型選抜入試（講義方式）は専願となっている。学ぶ意欲に溢れた入学者を対象とした入試であり、入試では模擬講義を受講後、講義理解力テストを実施し、学力の3要素に加え受講態度や面接、調査書を通じて多面的・総合的に評価して入学者を選抜している。総合型選抜入試（プレゼンテーション方式）では、「看護」への興味や関心をプレゼンテーションや面接、調査書などを通じて、課題の発見・解決に向けて主体的に取り組む姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。特別入試（明浄学院高等学校対象）および指定校推薦入試は専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校等で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通じて評価し、入学者を選抜している。公募制推薦入試は公募制による試験で、調査書や面接に加えて個別学力試験を実施している。特に基本的な思考力、判断力、表現力を総合的に評価して入学者を選抜している。一般選抜入試では、入学後に必要な基礎学力を有する入学者を選抜するため、個別学力試験、面接、調査書を通じて総合的に評価し、入学者を選抜している。社会人選抜入試では、小論文、面接、提出書類等で能力・意欲・適性等を多面的・総合的に見ることで学力の3要素を評価し、社会性や専門分野への関心、向学心等を総合的に評価して入学者を選抜している。

専攻科（地域看護学専攻）では、学校推薦型選抜[公募制推薦入試（A日程・B日程）]、社会人選抜入試（A日程・B日程）、一般選抜入試（前期日程、後期日程）を実施し、一般

選抜入試（前期日程）以外では、全ての入学者選抜で面接を実施している。また、全入試区分に共通して小論文を課しており、自身で考え、表現する力を問うている。一般選抜入試では、入学後に必要な基礎学力を有する人を選抜するために、前期日程では、小論文や個別学力試験、出願書類等により、後期日程では、小論文や面接、出願書類等によって総合的に評価を行う。この入学試験では、学力の3要素のうち「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」に重点をおいて判断している。学校推薦型選抜入試では、学校長から推薦され、入学を強く希望する学習意欲の高い学生を選抜すべく、小論文や面接、出願書類等に基づいて総合的に学力の3要素を評価する。この入学試験では学力の3要素のうち、「思考力、判断力、表現力」に重点を置いて判定する。社会人選抜入試では、小論文や面接等で能力・意欲・適性等を多面的・総合的に学力の3要素を評価する。この入試では、学力の3要素のうち、「知識・技能」に重点を置いて判定している。

このように、本学の入学者受け入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学修成果と入学者受け入れの方針を対応させ、入学前に一定の基礎学力を有し、チーム医療の中で看護の役割を果たすことができる資質を身につけていることを、上記の多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行っている。

本学では、選抜方法の特性に応じた選考基準を公正かつ適正に設定し、可否を判定している。

入試ガイドに入学金、授業料、その他諸経費等について明示しており、合格通知を発送する際に、学費の納付方法、諸費用詳細等を明記した書類を送付している。その他、電話での対応はもちろん、ウェブサイト上からの問い合わせについても、適切に対応している。

アドミッションセンターの位置づけとして入学試験委員会、入試広報グループが対応している。入学試験委員会は、「入学試験委員会規程」第5条（提出 - 規程集 5）により、①学生の受け入れ及び入学者選抜の基本方針に関する事、②入学者選抜の方法、実施及び可否判定に関する事、③学生募集の広報に関する事、④高大接続、高大連携に関する事、⑤学生の受け入れについての点検・評価及び改善・向上に関する事、⑥その他入学者選抜及び広報に関する事について審議している。入試広報グループは、「学校法人藍野大学事務組織規程」（提出 - 規程集 66）第4条により、①入学者選抜及び学生募集に係る委員会等に関する事、②入学者選抜の企画立案に関する事、③入学者選抜の実施に関する事、④入学者選抜の分析に関する事、⑤学生の募集活動及び募集広報等の企画立案に関する事、⑥学生の募集活動及び募集広報等の実施に関する事、⑦学生の募集活動及び募集広報等の分析に関する事、⑧高大接続及び高大連携に関する事、⑨その他、入学者選抜及び学生募集に関する事を事務分掌として行っている。

受験生本人や保護者、高等学校の進路指導担当教員からの入試及び広報に関わる各種問い合わせについては、入試広報グループが窓口となり随時適切に対応している。さらに、オープンキャンパス、入試対策セミナー、入試個別相談会等の学事開催時には、会場の一角に個別相談コーナーを設け、担当者を配置することで入試や各種奨学金、入学後の生活に関する疑問や不安の解消に努めている。

高短大連携に関する協定書を締結している高等学校をはじめ、高等学校訪問時に高等学校側からの意見を収集し、その内容を広報システムの SHINGAKU ACCESS ON LINE に

記載し、入試広報グループ内で共有し、定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

<区分 基準Ⅰ-B-2の現状>でも記載したが、本学は全員が看護師または保健師の資格を得るために入学してきており、看護師または保健師になるための知識・技能、倫理観や態度を身に着けることをディプロマ・ポリシーに設定しており、学習成果も同一にしている。学習成果を、ディプロマ・ポリシーを達成するためのより具体的な指標として設定することも考えられるが、現状ではそうした指標は設定していない。

ただし、修得させたい知識・技能を具体的に学習の到達目標として看護の各領域、科目ごとに学生に明示し、授業や実習を進めており、各授業科目の学習成果には具体性があるといえる。(備付-15) その到達目標を達成するために、各科目では講義内容、実習内容を組み立てており、到達目標の測定は概ね可能である。これらの学習成果を第一看護学科では2年で、第二看護学科では3年で、専攻科では1年で獲得するために、各学年での修得単位数、時間数を適切に定めた教育課程を編成している。

教育課程の中で得られた知識・技能は、看護師あるいは保健師国家試験においても必須であるだけでなく、国家試験に合格し、看護師・保健師として働くためにも不可欠であり、学習成果には実践的な価値があると言える。

学習成果の測定は、科目単位ではシラバスに評価基準が明記されている。各科目において、「履修及び試験に関する規程」(提出-規程集41)に明記されている筆記、口述、レポート、論文、実技等といった評価の結果で測定している。特に実践的な能力や態度や行動などは臨地実習科目で学習するため、臨地実習科目では領域ごとに定めた評価基準により判定している。臨地実習科目などの主要授業科目の成績により、学習成果は概ね測定可能であるが、主要授業科目の重み付けや計算方法などはまだ検証中である。また、国家試験の模擬試験の結果も間接的ではあるが学習成果の測定として活用している。(備付-9)

なお、臨地実習においては、予め学生に実習要綱(備付-20)で提示した実習評価表をもとに、学生の知識、看護技術の実際等について実習指導教員がきめ細かく指導を行ったうえで、臨地実習指導者の情報提供を受け実習目標の達成度を分析し、総合的に評価している。

各学科・専攻科の教育課程の学習成果について、各科目の評価を総合して表す指標としてGPAが活用されており、学生は自身の学習到達度を常に把握できるようになっている。以上のことから、学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学習成果は、単位取得率、学位取得率、国家試験合格率、就職率、進学率、学生生活実態調査、卒業後アンケート、就職先アンケート等を通じ、量的・質的に測定している。特に本学は、看護師または保健師の国家資格専門職を育成する学校であるため、それぞれの国家試験合格率が学習成果を示すものとして、また就職に直結するものとしても大変重要なものである。令和3(2021)年度～令和5(2023)年度(年度の卒業者の合格率を以下に示す。()は、全国平均値。

年 度	第一看護学科	第二看護学科	専攻科(保健師)
2021 年度	79.5% (96.5%)	93.8% (96.5%)	100% (93.0%)
2022 年度	81.4% (95.5%)	89.7% (95.5%)	100% (96.8%)
2023 年度	73.0% (93.2%)	63.0% (93.2%)	100% (97.7%)

間接評価としての学生生活実態調査(備付-17)と就職先アンケート(備付-12)については、本学独自の調査項目を用い、毎年調査を行っている。各種委員会で情報共有を図り、改善案を検討する等、その結果を活用している。

過去5年分の入学者数、卒業生数(学位取得者数)、国家試験合格率、就職率、就職先、退学者数、除籍者数、中退率などは、ウェブサイトの情報公開項目(提出-13)や大学案内(提出-2)等で公表している。その他、[区分 基準Ⅰ-C-2]でも触れたが、2~3年時の国家試験の模擬試験の成績も、学習成果の経過的な参考データとして活用している。(備付-18)

令和5年(2023)年には、GPAの分布表(備付-16)を作成し、学習成果の指標の一つである各科目の評価項目および評価基準の再検討を行い、次年度のシラバスの作成に反映していく計画である。また、学生の学習成果の獲得を自己評価し、学習成果の獲得状況の測定に活用するために、ディプロマ・ポリシーに示されて項目に関するルーブリック評価表(備付-13)を作成した。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8の現状＞

卒業生の就職先（ほぼすべてが医療機関）へのアンケート調査は実施しているが、残念ながらコロナ禍になり回収が思わしくない。臨地実習先に就職している学生も多いので、実習巡回指導教員が聞き取りを行い捕捉してはいるが、体系的とはいえず、聴取した結果を組織的に学習成果の点検に活用しているところまでは到達していない。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

既述の通り、ディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーが明確になっており、短期大学設置基準や指定規則に準拠した教育課程を編成できている。また成績評価やシラバスの明示の仕方についても、前回の認証評価時よりもより正確なものになっていると考えている。学習成果については、ディプロマ・ポリシーよりもより具体性のある指標を設定することは、今後の課題である。臨地実習科目では領域ごとに細かい学習成果の項目が決められているが、改善点としては学生により可視化して示すことが必要であると考えている。学習成果の測定についても GPA を中心に行っているところであるが、種々の間接評価や GPA 以外の直接評価の指標など、より多元的な学習成果の評価の実施についても検討していく。また、そうした学習成果の測定から具体的な教育活動の改善、教育課程の変更に係る不断の検討という点についても、先にくテーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞で触れたとおり十分であるとはいえないと認識している。今後速やかに、教務委員会と内部質保証委員会において、この課題について取り組む。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞で触れたが、医療専門職を育てる本学の職業教育の実施において、同僚や他の医療職との協調的な行動を身につけることは卒業後の職業生活においてたいへん重要となっている。いわゆるチーム医療の実践的教育であるが、本学では創設者の提唱した理念に根差した「シン・メディカル論」という科目を両学科で配置し、他職種の役割や協働の必要性を学習し、チーム医療を実践する際の具体的な活動について学んでいる。第二看護学科では、同一法人設置校である藍野大学の理学療法学科、作業療法学科及び臨床工学科から各専門の教員を招き、他職種との連携・協力の在り方を実践的に学べるようにしている。第一看護学科でも学科内の多くの教員や非常勤教員が授業にかかわり、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を行っている。（備付 - 24）

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料

14 令和5(2023)年度 学年歴

提出資料 - 規程集

10 FD・SD 推進委員会規程

69 学校法人藍野大学 文書保存規程

51 学生規程

52 学生懲戒規程

4 学生委員会規程

14 学生相談部会規程

13 障害学生修学支援部会規程

12 ハラスメント防止委員会規程

40 ハラスメント防止ガイドライン

144 学校法人藍野大学 学業成績優秀学生生徒給付奨学金規程

55 学生表彰規程

備付資料

25 成績不振者面談記録

26 令和5(2023)年度時間割

27 manaba 使用マニュアル

28 図書館蔵書リスト

29 図書館利用規程・ガイド

30 Slack 利用ガイド

31 入学までの予定及び入学前教育の案内

32 カウンセラーとの相談について

33 「からだの学生相談」

34 大阪茨木キャンパス「フードバンク」の設置

35 求人情報システム (求人検索 NAVI)

36 病院就職説明会

37 福祉住環境コーディネーター検定試験、メンタルヘルス・マネジメント検定試験学内特別対策と団体試験

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

- ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
- ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は、学則、学生便覧ならびに各科目のシラバスに従って、条件を満たした学生にはその科目の単位を認定し、卒業に必要となる単位数を取得することができるようサポートしている。また、学位授与の方針に対応した S・A・B・C・D・F の評価 (GP) を行い、その評価結果を GPA に反映させて、学習成果を評価している。教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握するために、定期試験の点数はもちろんのこと、授業中の態度、欠席状況などについても把握している。学習成果獲得という点で問題があると思われる学生については、学科会議で把握に努めている。担当科目の学習成果については、専任教員間で意見交換を行っている。

教員は終講後に、授業評価を受け、授業改善に活用している。学生による授業評価アンケート (備付 - 23) は、FD・SD 推進委員会 (提出 - 規程集 10) 主導で内容を検討し、実施している。各教員は、授業評価アンケートの結果を把握し、その上で授業の改善に取り組んでいる。

専任教員はシラバスを作成するうえで、授業内容等について授業担当者間で調整を図るとともに、学習成果の獲得を主眼に置いた記載を行っている。

教員は各担当授業の到達目標を定め、定期試験等により達成状況を把握、評価している。また、教育目的に基づいた学習成果を GPA で把握し評価している。履修に関することは学科別のオリエンテーション時に学生便覧、実習要綱を用いて指導をしている。また、成績不振者に対しては、日常的に面談を行い指導し、その記録は学科長が閲覧し、対応について遅滞なく指示できるようにしている。(提出 - 3、備付 - 20、25)

学生生活全般、学習状況や単位修得・卒業等は学年担当教員やチューターが随時把握し、個別指導するとともに学生相談室への紹介、個人面談の依頼をしている。場合によっては保護者との三者面談を行い、自宅での支援を依頼するなどしている。

事務職員は、学生支援グループを中心に履修や国家試験のガイダンス、時間割の作成（備付 - 26）、学期ごとの成績、GPA 等についても処理及びデータを管理しており、教務委員会及び自身の職務の中で、学生の学習成果（単位取得状況）を把握・認識し、その結果を学科教員と情報共有を図り、履修から卒業までの支援を行い、学生の学習成果獲得に貢献するべく日々の業務に取り組んでいる。

学生支援グループでは、家庭の経済状況を含めた日常生活全般の把握に努め、学生が目標達成のために学業に取り組めるよう、授業等への出席状況の把握に努め、指導、支援をしている。学生への伝達、連絡事項については、学内掲示板及び LMS の「manaba」（備付 - 27）を用いており、学生便覧にこの旨を記載し、見落としがないよう案内と注意喚起をしている。

事務職員は、学生への支援を充実させるために、大学行政管理学会や大学院等で大学職員としての研鑽を積み、その成果を他の職員へフィードバックできるようにしている。

学生の成績記録については、「学校法人藍野大学文書保存規程」（提出 - 規程集 69）に基づき適切に保管している。

図書館の専門事務職員は、学生の学習向上のために次のとおり支援を行っている。館内の蔵書（備付 - 28）は、一般図書、専門図書、雑誌コーナーなどに整理分類されて配置されており、専門図書については学科・専攻別、資格別の関連図書が探しやすいような書架配置となっている。また、電子ジャーナルを含む和・洋専門雑誌の収集と、それらを検索するための文献検索データベースの充実、さらにそれら複数の電子リソースの検索を効果的にするためのリンクリゾルバを導入している。利用者がそれらをうまく利用できるよう、適宜検索の説明を行っている。実習期間中の学生からは貸出期間延長等の要望があることから、そうした学生のニーズに応えることで、学生の利便性向上を図っている。さらに、教員の授業運営を支援するため、シラバスで指定されている参考書については、図書館で購入し配架している。（備付 - 29）

授業内においては、教員各自が作成したパワーポイント等の講義資料を各教室に設置されたパソコンや直接文字を書き込めるペンタブレットを使用して講義を行っている。また、各教員には 1 人 1 台のパソコンが貸与されており、授業資料だけでなく、各種資料の作成にも有効に活用している。

事務職員も教員同様、パソコンを 1 人 1 台貸与されており、資料の作成等で学校運営に役立っている。

学生に対しては、講義時間以外は情報処理演習室を開放しており、学生のレポート作成や学習に活用されている。学内で使用されるコンピュータは有線 LAN で接続され、一部校舎内では Wi-Fi の利用も可能となっている。LMS の「manaba」を導入し、授業だけでなく情報伝達等、多目的に活用しており、e-ラーニングによる予習復習、授業資料の提供小テストやアンケート等に活用している。また、コミュニケーションツールの Slack（備付 - 30）を教職員、学生全員に対し導入しており、教職員間及び学生との間で使用し、学生支援の充実を図っている。教職員については、「manaba」の使用、「Slack」導入時及び導入以降についても、ガイドライン、マニュアルをもとにシステム構築を手掛け、教育課程及び学生支援

を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対して、入学式日程、入学時提出書類、学費の納付方法、奨学金情報を明記した書類を送付している。さらに、入学式の案内発送時に入学後一週間のスケジュール表やガイダンス案内（諸連絡）、交通アクセスなどを送付し、入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

入学後には、各学科・専攻科ともに新生オリエンテーション内で学則及び科目履修に関して、学生便覧を入学生に配布した上で、①学事について、（提出 - 14）②学生規程、（提出 - 規程集 51）③学生懲戒規程、（提出 - 規程集 52）④履修および試験に関する規程（提出 - 規程集 41）等、履修方法や学生生活に関するガイダンスを行っている。また、Web シラバスを表示し、当該年度の開講科目における授業概要、学習の到達目標、評価方法等についての履修ガイダンスを行っている。

ホームページでは情報公開項目の一覧において、年間の授業計画や学習の成果に係る評価、卒業または修了の認定にあたっての基準等の公開を行っており、規程等の理解に役立っている。

入学前教育を行い、各学生の基礎学力を把握するとともに、第二看護学科では全員、基礎学力が不足する学生に対しては、補習授業等や個別の学習生活指導を行っている。（備付 - 31）

各学期終了後、成績不振者については、個別面談や保護者面談を実施し、学習上の悩みや学習方法について相談に応じている。また、希望者には、カウンセラーによる相談・指導や学生生活の上での悩みを相談できる場を設けている。（備付 - 32）

本学は通信による教育は行っていないため、添削等による指導の学習支援体制は整備していないが、一部では、全学で導入している LMS の「manaba」を利用して課題レポート

の提出や添削指導を実施している。(備付 - 27)

進度の速い学生や優秀学生に対しては、個別の指導を行っている。成績優秀な学生に対しては、「学校法人藍野大学学業成績優秀学生生徒給付奨学金規程」(提出 - 規程集 144) の奨学金の給付対象とすることや、卒業時において理事長賞や学長賞などの褒賞にて評価し支援している。

令和 5 (2023) 年度において、留学生の受け入れ実績はなく、留学生の派遣(長期・短期)も行っていない。

学習成果の獲得状況については、国家試験合格率、就職・進学率等の量的データに加え、学生の授業評価アンケート、卒業後アンケート、就職先アンケートを用いて検証しており、各種委員会での施策案の検討に際しても参考とし、量的・質的データ学習支援方策を点検している。

このように短期大学部として学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けのための取り組み、学習の仕方などのガイダンスを行い、学習支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、校友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生生活支援のための教職員の組織として、学生委員会(提出 - 規程集 4)を中心に、各学科の実情に合わせて学年担当制、チューター制を導入して、学生生活全般を支援している。さらに、学生委員会は、学生相談部会、(提出 - 規程集 14) 障害学生修学支援部会、(提出 - 規程集 13) ハラスメント防止委員会(提出 - 規程集 12) と連携を取り、相談・支援体制を整備している。

クラブ活動、学園祭、親睦会など、学生が主体的に参画する活動には、学生委員会所属の

教職員を中心に、各教員が分担し、支援している。新型コロナウイルス感染症拡大以降、クラブ活動について新規申請はないが、一方で、学園祭については、教職員支援のもと、有志学生が運営し、両キャンパスともに3年ぶりに制限をしない実施となった。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに関しては、キャンパスごとに違いがある。

本学の学生食堂では、低価格帯の定食をメインに、豊富に取り揃えている。また、食事の場としてだけでなく、学習の場、休憩・談話の場としても学生生活の利便性を高めるために役立っている。学生食堂には無料のウォーターサーバーを設置し、学生は食堂の営業時間にかかわらず、使用が可能となっている。また、大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスともに、定期的にキッチンカーをキャンパス内に呼び、学生の食事をより充実するための支援をしている。

さらに大阪茨木キャンパスでは、キャンパス内にコンビニエンスストアやイタリアンレストランが設置されている。大阪富田林キャンパスでは、徒歩5分圏内にスーパー、ドラッグストア、コンビニエンスストア等の商業施設があるため、学内に売店は設置していない。大阪富田林キャンパス内には飲料の自販機2台、アイスクリームの自販機1台、コピー機1台を設置し、学生への便宜を図っている。

本学では、演習や実習前の身だしなみを整えるためのパウダールームを完備しており、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

大阪茨木キャンパスに隣接している藍野大学学生寮については、令和7(2025)年度に実施を予定しているキャンパス移転計画のため、令和5(2023)年度末に閉鎖した。そのため宿舎が必要な学生に対しては、大阪富田林キャンパス同様、近隣の不動産会社やアパートの情報等を希望者に提供して支援をしている。

大阪茨木キャンパスでは、通学のための便宜として、最寄り駅であるJR摂津富田駅、阪急富田駅前より無料のスクールバスを運行しており、駅と本学を約7分で結んでいる。また、自転車で通学する学生については、キャンパス内に駐輪場を設けており、申請することで利用できる。

大阪富田林キャンパスは南海高野線大阪狭山市駅より徒歩5分となっており、通学の利便性は良い。また、自転車で通学する学生に対してはキャンパス内に駐輪場を設けており、申請することで利用できる。大阪富田林キャンパスにおいては、自転車事故防止のため、大阪府富田林警察署と連携し、交通安全の啓発講座を実施した。

両キャンパスともに交通事故による加害発生を未然に防止するため、バイク、自動車での通学は認めていない。そのため、学生用の駐車場は設けていない。

以上のことにより、大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスともに、通学のための便宜を図っている。

経済的支援を行うにあたって、毎年度、学生生活実態調査においても学生の経済事情に関する項目をいくつか設けている。

2023年度学生生活実態調査における結果は次のとおりとなる(備付-17)。

【仕送り・小遣いについて】

No	金額	回答率
1	0円	62.3%
2	2万円未満	24.3%
3	2万～4万円未満	6.4%
4	4万～6万円未満	2.9%
5	6万～8万円未満	2.2%
6	8万～10万円未満	1.3%
7	10万円以上	0.6%

【本学入学後のアルバイト状況について】

No	項目	回答率
1	毎週ほぼ決まった曜日に行っている	43.3%
2	不定期・単発で行っている	25.7%
3	長期休暇中のみ行っている	3.8%
4	主に長期休暇中に行っており、授業期間中は不定期・単発で行っている。	6.6%
5	していない	20.7%

【アルバイトは週平均でどれくらいしているか】

No	項目	回答率
1	5時間未満	25.5%
2	5時間～10時間未満	33.5%
3	10時間～15時間未満	20.3%
4	15時間～20時間未満	12.7%
5	20時間～25時間未満	4.8%
6	25時間～30時間未満	1.2%
7	30時間以上	2.0%

【毎月のアルバイトで、定期的に入る収入について】

No	項目	回答率
1	なし(0円)	15.1%
2	1万円未満～3万円	25.4%
3	3万円～6万円	36.3%
4	6万円～9万円	18.0%
5	9万円～12万円	3.9%
6	12万円以上	1.4%

【奨学金の受給について】(複数回答可)

No	項目	回答率
1	病院奨学金を受給	13.8%
2	日本学生支援機構の奨学金を受給	58.6%
3	自治体（府・県・市・町など）の奨学金を受給	2.5%
4	受給していない	36.7%

仕送り・小遣いの状況をみても、6割を超える学生は保護者からの支援は受けておらず、専らアルバイトで自らの生活必需品費を賄っている。ごく少数ではあるが、週平均で30時間以上のアルバイト、12万円以上の収入を回答する学生もおり、経済的に困窮している学生の存在が確認できた。

こうした点から、奨学金等、学生への経済的支援については、年度初めのオリエンテーション時に学生支援グループが奨学金制度について説明を行っている。公的な奨学金制度である日本学生支援機構、病院等からの奨学金などの各種奨学金の紹介を行い、経済的な理由で学業を断念することがないように支援を行っている。

【日本学生支援機構利用者数】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第一看護学科	奨学生数	88	119	97
	在学生数	250	258	247
	割合	35.2%	46.1%	39.3%
第二看護学科	奨学生数	110	116	132
	在学生数	292	291	275
	割合	37.7%	39.9%	48.0%
専攻科	奨学生数	4	6	10
	在学生数	40	39	40
	割合	10.0%	15.4%	25.0%

日本学生支援機構の奨学金を受給している学生は、第一看護学科、第二看護学科ともに35%～50%前後で、専攻科ではやや低い値になっている。

本学では成績優秀学生に対して給付型の奨学金制度を学校法人藍野大学学業成績優秀学生生徒給付奨学金規程（提出 - 規程集 144）として設け、第一看護学科は毎年1名、第二看護学科は2名に対して、一律120,000円の奨学金を給付している。また、学費の納入については、学費延納制度、学費分納制度などを設け、学費の納入に便宜を図る制度を設けている。

この他、都道府県の看護師育成奨学金や病院奨学金、一般財団法人あしなが育英会など、学生の状況、将来の仕事観等も細かくヒアリングをした上で、学生に応じた奨学金を個別に事務職員が紹介している。

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、常駐の担当職員は不在だが、保健室、学生相談室を設置している。保健室には常駐職員は配属されていないが、各学科・専攻科ともに看護師資格を有する担当教員が窓口として対応し、その結果を教職員

で共有することで、学生の状況を把握している。大阪茨木キャンパスでは、特にメンタルヘルスの課題を抱える学生への対応を重視しており、公認心理師の資格を有する教員が 5 名（学長含む）配置し、学生の心の健康の維持・増進を行なっている。学生の健康管理は毎年度実施している健康診断に加え、入学年度には、抗体価検査を行っている。健康診断および抗体価検査の結果は、健康管理担当教員が確認し、抗体がっていない学生に対しては、病院等での実習に向けてワクチン接種を推奨している。また、アレルギーなど特別対応が必要な学生に関しては、教員、事務職員と連携し対応策を共有している。

学生のメンタルヘルスカケア体制として、学生相談室を設置し、非常勤カウンセラーが週 1 日～2 日対面での面談を中心に対応している。（備付 - 32）学生相談室については、学生便覧に掲載し、学生に案内している。申し込みについては、メールや学生相談室に直接訪問する等複数を用意し、学生に便宜を図っている。各学科・専攻科の教員から学生相談室の利用を促すケースもある。開室日時は固定されているが、相談内容に応じて、柔軟な対応をしている。

大阪富田林キャンパスでは、学生相談室（非常勤カウンセラー）が主体となり主に新入生に対し、「困り具合に関するセルフチェックリスト」を実施し、悩み事に対する気付きを与え、早期に相談を促すような体制にしている。カウンセラーより学生の悩みなど全体の傾向を示してもらい、対応法など学科内で勉強会を実施している。また、女子学生が多いことから、月経や性に関する悩みの相談を受けるための「からだの学生相談」を開設し、学内の専門教員が対応する体制を設けている。（備付 - 33）

学年担当制、チューター制を導入していることから、学業不振や生活上の悩みについては、各教員も学生相談に応じている。学内の FD・SD 研修においても、こうした学生対応に対するテーマを定期的に取り上げ、全教職員が学ぶ機会を設けている。令和 5（2023）年度においては、「しんどい学生をどう発見するか？」と題した学内の教職員対象の研修を行い、支援体制を整えている。

ハラスメント対応についても、各学科・専攻科教員 1 名・事務職員 2 名からなる人権相談窓口を設定し、学生から申し立てがあった場合、ハラスメント防止委員会に報告され、学生の訴えに対する組織的体制を整えている。（提出 - 規程集 12、40）

学生生活に関して学生の意見や要望を聴取するために、学生生活実態調査を全学生対象に毎年実施している。質問項目は、学生の学習時間や通学時間、アルバイトの状況、奨学金受給状況、ボランティア活動の状況、オンデマンド講義、各種ハラスメントについてなど学生生活全般にわたり、その結果は学生委員会に報告される。学生委員会で報告された内容に応じて各学科においても共有され、問題の把握に努めている。（備付 - 17）

令和 5（2023）年度において留学生の受け入れ実績はない。

第二看護学科、専攻科（地域看護学専攻）において、社会人入試を実施し、また全科において一般選抜入試を実施していることから、入学生の比率としては少ないが、社会人も入学している。

学習、生活支援について、特に社会人学生に限定した支援はなく、他学生と同様に学生生活を行っており、生活や学習に困難が生じた際は、チューターや学年担当が相談に応じている。学業成績不振者は、半期に一度、チューターや担当教員による面談を行い、相談の場を設けるようにしている。また、第一看護学科、第二看護学科、専攻科（地域看護学専攻）すべて

において、厚生労働大臣指定教育訓練講座となっており、社会人入学者の経済的な負担軽減の一助となっている。

令和 5 (2023) 年度の時点では、長期履修生の制度は設けていない。

「障害学生修学支援部会規程」(提出 - 規程集 13) に基づき、障がいや疾患があり支援を要する学生への対応方法について、窓口を定めて運用している。

障がい者の受け入れのための施設は、障がい者用のトイレやエレベーターなどが整備されている。また、障害者手帳は取得していないものの配慮を求める学生に対して、実習をはじめとする演習などで不利益が生じないように個別に対応するとともに、実習先には、本人の了承のもと、不利益が生じないように配慮を求めることもある。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)として、大阪茨木キャンパスでは、藍野大学・藍野高等学校と連携のもと、「食品ロス」の啓発活動を行い、「フードバンク」の設置、生ごみ処理機で学生食堂から出た食品廃棄物由来の液体肥料の生成を行っている。(備付 - 34)

大阪富田林キャンパスでは、HOYA 株式会社アイケアカンパニーが主催する「アイシテイ eco プロジェクト」に参画し、使い捨てコンタクトレンズの空ケースのリサイクルを行うことで、CO₂削減や、収益が公益財団法人日本アイバンク協会に寄付されることから、視力を取り戻す活動を間接的に支えている。(備付 - 10)

また、第二看護学科の2年生と他学年の希望する在学生は、学内で富田林市と共同開催をしている「認知症サポーター養成講座」(備付 - 5)に参加している。その他、第二看護学科では、柏原市の子育て応援イベントや富田林市立児童館におけるベビーマッサージイベント、実習先のデイサービスにおけるイベント時の軽介助等、看護師としての力を育むボランティア活動を紹介し、希望する学生は参画できるように支援している。特に看護師という職種から奉仕の心を涵養することは必要であり、令和 5 (2023) 年度から、第二看護学科では2年生を対象に「ボランティア論Ⅱ」を開講し、座学だけに留まらない地域貢献活動を実践している。令和 5 (2023) 年度においては、大阪府富田林市と連携し、富田林市立コミュニティセンター かがりの郷で実施された認知症ケアを推進する会おれんじパートナーによる「純喫茶おれんじ」にボランティアとしての参加や、大阪富田林キャンパスに近隣住民を招いて学生による「足浴」や「オリジナル健康体操」、「アロマ・ハンドマッサージ」等を実施した。

第一看護学科1年生、第二看護学科1年生、2年生については、社会貢献の意識を涵養し、今後の自発的な活動を促すため、株式会社リコーによるSDGs教育を実施した。

学生の授業外でのボランティア活動等について、「学生表彰規程」(提出 - 規程集 55)により評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援

に活用している。

- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学科・専攻科ごとに養成職種が明確になっており、いずれも国家試験に合格する必要があることから、国家試験合格や各種資格取得のための対策講座の実施、就職支援についても、教務委員会、学生委員会所属の教員で役割分担を行い、学科・専攻課程ごとで行っている。

求人情報システム（求人検索 NAVI）により、学生が自宅のパソコンやスマートフォンからいつでも求人情報を閲覧できるようになっている。（備付 - 35）

学内には各キャンパスに就職資料室を設置し、合同セミナーの開催概要や求人資料を自由に閲覧できるようにしている。

就職のための資格取得、就職試験対策については、第一看護学科は外部講師による履歴書の書き方や面接対策、実習前のマナー講座を行っている。また、学年担当教員、チューター等が連携し個別に相談、指導を行っている。第二看護学科では、2年次の5月及び翌年2月に就職活動の一環として、面接対応や履歴書の作成方法など外部講師を招いて講義を行い、就職進学支援につなげている。また2月には、実習先病院を中心とした学内病院就職説明会を実施し17病院の対面実施、8病院のオンライン実施の場を設け、各病院の特長を知り、自分自身の具体的な希望を明確にしてミスマッチを防ぐための支援を行った。（備付 - 36）3年次には、個別に就職支援担当者、学年担当教員が中心になって就職、進学の相談、指導、文章の添削に応じており、令和5（2023）年度は就職未内定の学生を中心とした就職講座を8月に実施した。また、第二看護学科においては、1年生、2年生に対して福祉住環境コーディネーター検定試験3級、メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅲ種の学内特別対策講座と学内団体試験を実施し、意欲ある学生の発展的な資格取得を支援している。（備付 - 37）

専攻科（地域看護学専攻）は行政保健師への就職希望者が多いことから、外部講師による公務員試験対策講座に参加している。また、専攻科（地域看護学専攻）においても、メンタルヘルス・マネジメント検定試験Ⅲ種の学内特別対策講座と学内団体試験を実施して、意欲ある学生の発展的な資格取得を支援している。

これらとは別に、各学科・専攻科において国家試験対策を行っており、学内教員のほか、予備校講師など外部講師による国家試験対策講座の実施、学内模試の実施、チューターによる個別学力の把握と指導をしている。国家試験対策の取り組みについては、教務委員会、教授会で報告され、模試の交換実施や好事例を学内で共有している。

各学科・専攻科ごとに、卒業時の国家試験の合格状況、就職状況を分析し、国家試験不合格者への対応や今後の就職対策講座について各学科専攻科内の会議で検討している。

就職内定者には、筆記試験の内容や面接試験の質問事項、学習した内容を記載し、提出させるようにしている。これらの情報は、低学年の学生から希望があれば、個人情報伏せ状態で閲覧をさせ、次年度の就職活動に活用している。

また、病院の就職依頼における訪問を受けた際は、教員もしくは事務職員がヒアリングを行い、業界の動向を掴むようにしている。そこで得た情報は、学生に Slack 等で知らせるとともに、対策講座の時期や内容について、適宜検討を加えている。

進学希望の内訳は、本学の専攻科（地域看護学専攻）が大多数を占め、他は、助産師学校希望がごく少数となっており、留学希望は皆無である。本学の専攻科（地域看護学専攻）については、第一看護学科、第二看護学科からの「特別推薦」を設け、各学科内で推薦基準を満たした者のうちから選抜が行われる。「特別推薦」に落ちた学生や他の保健師学校、助産師学校を受験するための推薦基準については別途設けており、卒業後3年までを推薦対象としている。進学や留学については、就職支援と同様、各学科・専攻科で対応し、具体的な内容をもとに、チューターや担当教員による文章の添削指導や面接対策の支援を行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

3年間のコロナウイルス感染症拡大による自粛生活で、学生自身、主体的な活動を行う慣習が薄れたこと、奨学金受給率が第一看護学科と第二看護学科で50%近くになっていることが影響してか、コロナウイルス感染症拡大以前にはみられたクラブ活動の申請が行われないう状況が継続している。また、令和5（2023）年度は大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスともに制限のない学園祭の実施となったが、学生の意思との乖離もみられる部分が散見された。

前者については、今後、教職員による支援や日々の学びの中で気付きを与えるような工夫が必要となり、後者については、学科専攻科の実情に応じた学費や諸経費の軽減措置についても検討を要する。

また、学生の授業外でのボランティア活動等について、「学生表彰規程」（提出 - 規程集 55）で評価するようになっているものの、令和5（2023）年度においては表彰に至る活動はみられなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

就職については、各学科専攻課程で行っているが、看護師国家試験を合格した学生で内定先が決まっていない者について、希望があれば、学科内で情報を共有し、本学側で受験できる医療機関を探したうえで、個別で紹介をしている。また、看護師国家試験不合格者で、就職内定が取り消された学生についても、希望があれば、看護助手として働きながら次年度の国家試験対策に臨める医療機関を紹介し、1人1人に最後まで寄り添うようにしている。

また、第二看護学科では病院側のニーズにも合わせてオンラインツールを使用した病院就職説明会を実施し、機会の逸失がないようにしている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

該当なし。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

クラブ活動や学園祭などの、学生の自主的な活動の低下傾向については、今後、大学とし

藍野大学短期大学部

てどのような働きかけや支援ができるのかを探っていく。令和 7 (2025) 年度からは、現在の 2 学科及び専攻科が大阪市阿倍野区の新キャンパスに移転・統合するため、短期大学部全体として、学生の自主的な活動を促進するための支援を行い、地域貢献活動等を含め、正課外活動の機会や支援を強化していく。すでに大阪市阿倍野区とは令和 5 (2023) 年度に包括連携協定を結んでおり、阿倍野区と連携した計画を今後進めていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 - 規程集

- 85～94 大阪茨木キャンパス 藍野大学・藍野大学短期大学部第一看護学科・法人事務局
就業規則
- 95～104 大阪富田林キャンパス 藍野大学短期大学部第二看護学科就業規則
- 23 教員選考規程
- 24 教員選考基準
- 25 実務家教員選考基準
- 38 研究倫理申請内規
- 57 競争的資金等規程
- 58 研究活動の不正行為に関する規程
- 59 競争的資金等の物品検収業務に関する取扱規程
- 62 競争的資金等による役務等契約手続・管理規程
- 63 競争的資金等の内部監査規程
- 60 科学研究費補助金経理取扱規程
- 65 藍野大学短期大学部における学術研究に係る行動規範
- 64 教員研究費規程
- 61 学外研修に関する内規
- 157 藍野大学紀要編集部会規程
- 158 Aino Journal 編集部会規程
- 118 学校法人藍野大学 旅費規程
- 114 学校法人藍野大学 教職員研修規程
- 66 学校法人藍野大学 事務組織規程
- 116 学校法人藍野大学 教職員安全衛生管理規程
- 127 学校法人藍野大学 在宅勤務規程
- 126 学校法人藍野大学 私傷病による教職員の休職及び復職に関する規程
- 125 学校法人藍野大学 転勤に関する規程
- 117 学校法人藍野大学 災害補償規程
- 115 学校法人藍野大学 教職員懲戒規程
- 113 学校法人藍野大学 教職員兼業規程
- 79 学校法人藍野大学 個人情報管理規程
- 112 学校法人藍野大学 人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程
- 111 学校法人藍野大学 教職員服務規律規程
- 109 学校法人藍野大学 教職員出向規程
- 107 学校法人藍野大学 教職員の再雇用に関する規程
- 108 学校法人藍野大学 事務職員の人事評価実施規程

備付資料

- 38 藍野大学紀要（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）
- 39 Aino Journal（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）
- 40 教員個人調書（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）
- 41 教育研究業績書（令和元（2019）～令和 5（2023）年度）
- 42 非常勤教員一覧表（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）
- 43 教員以外の専任職員の一覧表（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）
- 44 FD 研修会等の記録（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）
- 45 SD 研修会等の記録（令和 3（2021）～令和 5（2023）年度）

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

教員組織の編成に当たっては、短期大学設置基準及び看護師学校養成所指定規則を基に行っており、その概要と令和 4（2022）年度～令和 6（2024）年度の教員の職位構成及び令和 6（2024）年度の保有学位と年齢構成を以下に示す。

【短期大学設置基準、学校養成所指定規則】

	設置基準	指定規則
第一看護学科	5 名（内教授 2 名）	看護師 7 名
第二看護学科	7 名（内教授 3 名）	看護師 8 名
大学全体（専攻科）	大学全体 4 名（内教授 2 名）	保健師 3 名（専攻科）
計	16 名（内教授 7 名）	看護師 15 名、保健師 3 名

藍野大学短期大学部

【2022年度～2024年度 5月1日時点の教員組織】()は、看護師または保健師の内数

		教授 (含特任)	准教授	講師	助教	助手	計
第一看護学科	2022	3(1)	1(1)	9(9)	5(3)	1(1)	19(15)
	2023	3(1)	1(1)	9(9)	4(2)	2(1)	19(14)
	2024	3(1)	0	10(10)	4(3)	2(1)	19(15)
第二看護学科	2022	3(2)	1(1)	9(9)	6(5)	3(3)	22(20)
	2023	3(2)	2(1)	10(10)	7(6)	1(1)	23(20)
	2024	3(2)	1(1)	10(10)	4(3)	1(1)	19(17)
専攻科	2022	0	0	1(1)	2(2)	0	3(3)
	2023	0	1(1)	3(3)	0	0	4(4)
	2024	1(1)	0	2(2)	0	0	3(3)

【令和6(2024)年度5月1日時点の年齢構成と保有学位】

専任教員の年齢構成・学位保有状況									
職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	博士	人	人	人	人	人	1人	人	1人
	修士	人	人	人	2人	2人	1人	人	5人
	学士	人	人	人	人	人	人	1人	1人
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人
准教授	博士	人	人	人	人	人	人	人	人
	修士	人	人	人	1人	人	人	人	1人
	学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人
講師	博士	人	人	人	人	人	人	人	人
	修士	人	人	4人	7人	2人	1人	人	14人
	学士	人	人	人	2人	2人	人	人	4人
	短期大学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	1人	3人	人	人	4人
助教	博士	人	人	1人	人	人	人	人	1人
	修士	人	人	人	3人	1人	人	人	4人
	学士	人	人	1人	1人	1人	人	人	3人

藍野大学短期大学部

	短期大 学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人
助手	博士	人	人	人	人	人	人	人	人
	修士	人	人	人	人	人	人	人	人
	学士	1人	1人	人	人	人	人	人	2人
	短期大 学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	1人	人	人	人	人	1人
合計	博士	人	人	1人	人	人	1人	人	2人
	修士	人	人	4人	13人	5人	2人	人	24人
	学士	1人	1人	1人	3人	3人	人	1人	10人
	短期大 学士	人	人	人	人	人	人	人	人
	その他	人	人	1人	1人	3人	人	人	5人

最新の令和6（2024）年度教員組織の教員（助手を含む）の取得学位は、第一看護学科が修士12名、学士5名、学位未取得2名、第二看護学科が、博士2名、修士9名、学士5名、学位未取得3名、専攻科が修士3名である。教員の教育研究業績、学位の種類や真正性については、採用段階で審査している。非常勤教員の採用については、教授会で教育研究調書または履歴書により資格を審査している。カリキュラム・ポリシーに基づく補助教員の配置については、専門科目の臨地実習科目において顕著になされている。臨地実習科目においては、看護学の各領域で実習施設に教員が常駐する必要があるとあり、上表の助手はもとより、看護師の資格を有する実習非常勤教員を補助教員として採用し、配置している。令和4（2022）年度～令和6（2024）年度の教員配置に示している通り、短期大学設置基準よりもかなり多くの教員で組織しているが、実習指導等でどうしても一定数以上の教員数が必要となる看護系学科の特性がその背景にある。なお、第一看護学科では4名の教員が訪問看護ステーションの運営に従事しており、これは学生の実習地ともなっており、教育と社会貢献に資するものである。設置基準に示したように、短期大学部全体で7名の教授数が求められているところ、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて教授数が6名となっていた時期があるが、令和6（2024）年1月に1名教授に昇任し、解消している。

専任教員と非常勤教員の配置については、看護学の専門分野の科目は、一部の特別授業を除き専任教員が担当する。専門基礎分野の中では主要授業科目と見なしている、「解剖生理学」「病理学」「病態学」「公衆衛生学」などの科目は原則専任教員が担当する。（「病態学」の中では、その専門性により非常勤教員を活用する。）基礎科目については、非常勤教員を積極的に活用する。語学や情報処理系科目では、能力の高い非常勤教員が教授することで教育効果を高めることを意図している。（備付 - 42）

教員の採用及び昇任については、各キャンパスの専任教職員就業規則（提出 - 規程集 85～86,95～96）のほか、「教員選考規程」「教員選考基準」「実務家教員選考基準」（提出 - 規程集 23～25）に基づき行われている。教員の採用については、欠員の補充が必要とな

った場合、または教育上必要となった場合に、共に学長が判断し、教員選考委員会を設置する。教員の昇任については、原則として学科長が学長に上申し、そのうえで学長が選考委員会の設置を判断する。選考に当たっては、短期大学設置基準に準拠した「教員選考基準」及び特に看護教員の実務者としての資格を審査するための「実務家教員選考基準」に照らし審査し、教員選考委員会が教授会に採用（昇任）教員候補者の審査を上程する。教授会は審査意見を付し学長に報告し、学長が決定する。上記の選考基準に示す通り、看護系学科の教員については、実務家教員としての経験、能力が重要視されるため、職位にもよるが研究能力とともに実務家教員としての臨床経験・能力や教育能力を審査することに留意している。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、各自の専門領域に沿って学会等への出席、研究を行っている。学会あるいは研究活動により得た知見は、担当科目の内容に反映され、学生に還元されている。また、研究の成果を発表する場として、「藍野大学紀要」「Aino Journal」（備付 - 38～39）があり、学長、学科長等より積極的な投稿が勧められている。学会活動、研究活動の成果は、研究業績として毎年ウェブサイトの「情報公開の項目一覧【3】教員組織、教員数並びに各教員が有する学位および業績に関すること」で公開している。このデータベースは、年1回更新をしている。

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については、全学をあげて取り組みを始めており、科学研究費助成事業の応募状況については、令和4（2022）年度は、3名、令和5（2023）年度は、3名が応募した。（採択はなし。）

研究及び競争的資金に関する規程として「研究倫理申請内規」（提出 - 規程集 38）「競争的資金等規程」（提出 - 規程集 57）「研究活動の不正行為に関する規程」（提出 - 規程集 58）「競争的資金等の物品検収業務に関する取扱規程」（提出 - 規程集 59）「競争的資金等によ

る役務等契約手続・管理規程」(提出 - 規程集 62)「競争的資金等の内部監査規程」(提出 - 規程集 63)「科学研究費補助金経理取扱規程」(提出 - 規程集 60)「藍野大学短期大学部における学術研究に係る行動規範」(提出 - 規程集 65)があり、研究活動を支援する規程として「教員研究費規程」「学外研修に関する内規」が定められている。(提出 - 規程集 64、61)

研究倫理を遵守するため、毎年、研究倫理委員会と FD・SD 推進委員会共催による「研究倫理研修」を実施している。(備付 - 44) 全教員の参加を必須としているが、授業や実習で欠席した場合は、日本学術振興会の研究 E ラーニングコースの受講を義務付けている。

教員の研究費については、「教員研究費規程」(提出 - 規程集 64)により、教員の職位に応じた研究費が配分され、各自の研究活動に充てられている。研究費は、教育研究の主旨、目的に沿った教育研究用機器、消耗品費、旅費交通費、委託費、謝金、賃貸料、印刷製本費、図書費、諸会費、修繕費、通信運搬費、手数料等の費用に充てることができる。

前述の「藍野大学紀要」は、昭和 62 (1987) 年に発刊し、平成 14 (2002) 年には「Aino Journal」が発行された。それ以降、それぞれ毎年 1 回刊行している。この論文の投稿は「藍野大学紀要編集部会規程」「AINO JOURNAL 編集部会規程」に基づき、藍野大学研究倫理委員会による審査によって選抜されている。(提出 - 規程集 157~158)

専任教員の研究室等の整備状況について、すべての専任教員に対して個室(教授・准教授、学科長補佐)または共同(講師: 2 名~4 名、助教・助手 4 名~6 名)の研究室を確保している。また、研究室内の整備に関しては、机、書棚、パソコン(インターネット回線を接続)を配備し、教育・研究が遂行できるよう配慮している。

「学外研修に関する内規」(提出 - 規程集 61)では、年間 24 日の研究日の取得を認め、教員が研究を行うための時間を確保している。また、学位取得に係る支援も行っており、令和 5 (2023) 年度中において短期大学部全体で 3 名の教員が大学院博士後期課程に在籍しており、大学としても学位取得につながる研究活動の促進を支援している。

留学や海外派遣、国際会議への出席等に限定した規程は整備されていないが、「学校法人藍野大学旅費規程」(提出 - 規程集 118)「学校法人藍野大学教職員研修規程」(提出 - 規程集 114)に基づき、適切に運用されている。

FD 活動は、「FD・SD 推進委員会規程」(提出 - 規程集 10)に基づいて、各学科から選出された委員による委員会を開催し、意見交換のもと、立案した計画に従い適切に実施している。

FD 活動を通じた授業・教育方法の改善として、FD 研修を短期大学部だけでなく、大学や法人事務局と共同で実施することもあり、学内外の優れた講師陣を迎え、授業改善のための様々な視点、手法等の紹介や研究倫理についての講演など、教育、研究に役立つ多岐にわたる研修を定期的に行っている。また、その研修で学んだ内容に留意した上で、専任教員によるピアレビューを実施している。

学習成果を向上させるためには、各専任教員の教育力の向上が欠かせないが、学生が安心して学ぶためには図書館や学生相談室と専任教員の連携が重要となる。専任教員は、学生の単位修得状況及び出席状況の確認を行い、出席不足、あるいは取得単位が不十分な学生に対し、学年担当教員、チューター、学生委員会、学生支援グループと連携し、履修指導や進路指導等を行っている。特に学習成果の大きな項目である国家試験合格に向けては、学内の教育環境の整備、模擬試験の実施、各種申請手続き等関係部署間の連携が極めて重要と考え、

取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学の事務組織は、学校法人全体を統括している法人事務局と各キャンパス事務局の事務センターという構造になっている。法人事務局は、総務センターに総務グループ、人事グループ、経理グループを、経営企画センターに IR・経営企画グループを配置している。法人事務局は、法人事務局長が、各キャンパス事務局はキャンパス事務局長が統括する体制となっている。

本学の事務センターは、2つのキャンパスに分かれているため、それぞれキャンパス事務局長を統括責任者として、センター長、その下に大阪茨木キャンパスは学生支援グループ、入試広報グループの2グループ、大阪富田林キャンパスは総務グループ、学生支援グループ、入試広報グループの3グループがあり、その職務は「学校法人藍野大学事務組織規程」（提出 - 規程集 66）に定めており、短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制は明確である。また、日常的な業務の見直し、事務処理の点検・評価を行い、毎年見直しを行っている。

事務職員は、その能力を向上させるため、大学院での大学経営についての専門的知識の修得や、日本私立大学協会、日本私立短期大学協会、大阪私立短期大学協会、大学行政管理学会等の研修会で業務に関する知識の修得に努めており（「学校法人藍野大学教職員研修規程」（提出 - 規程集 114））、経験年数にもよるが学生支援や学校会計業務などに一定の職能を備えている。

事務センターには事務職員1人につき1台のパソコンが整備され、インターネット環境も整備されている。各グループに NAS（ネットワークアタッチトストレージ）及びバックアップ用のハードディスクドライブを設置し、各グループのデータの一元管理、バックアップが取れる体制としている。また、外部からの不正アクセスを防止するため、学校法人全体のネットワークに「Arcstar Universal One（以下「UNO」という。）」を導入し、情報漏えい対策を講じている。以上のことから、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

事務関係諸規程については、「学校法人藍野大学教職員安全衛生管理規程」「学校法人藍野大学在宅勤務規程」「学校法人藍野大学私傷病による教職員の休職及び復職に関する規程」

「学校法人藍野大学転勤に関する規程」「学校法人藍野大学旅費規程」「学校法人藍野大学災害補償規程」「学校法人藍野大学教職員懲戒規程」「学校法人藍野大学教職員兼業規程」「学校法人藍野大学個人情報管理規程」「学校法人藍野大学人権侵害及びハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人藍野大学教職員服務規律規程」「学校法人藍野大学教職員出向規程」等を整備している。(提出 - 規程集 79,109,111~113、115~118,125~127)

事務職員に対する SD 活動は、「学校法人藍野大学教職員研修規程」(提出 - 規程集 114)に基づき、適切に実施している。令和 5 (2023) 年度は、新型コロナウイルスの影響が残った状況での実施であり、対面だけでなく、ZOOM 等の遠隔で大学行政管理学会への出席や、大学院における大学経営に関する科目履修を推進するなどの取り組みを学校法人として行っている。

短期大学部としては、FD・SD 推進委員会により検討された研修会や藍野大学との共催による研修会等を実施した。また、各種協会実施の対面実施や遠隔システムでの SD 研修会への参加などを積極的に推進しており、これらの研修で得た知識等を活かして業務の改善に取り組んでいる。

法人事務局総務センター人事グループが実施している学校法人藍野大学事務職員の人事評価実施規程に沿って実施している人事評価においても、業務の改善や見直し、新しい取り組みへの挑戦が奨励されており、必要に応じて本学の事務職員だけでなく、教員や法人事務局と連携し、学生の学習成果の獲得が向上するよう事務職員の能力向上を図っている。

事務職員は、毎年業務の見直しや事務処理の改善を図っており、学生の利便化を推進する事を目的とし、食堂券売機、コピー機、証明書発行機などを電子マネー化し、事務職員の業務軽減にも取り組んでいるなど、日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。

事務職員は、短期大学部内の教員だけでなく、藍野大学はじめ同法人内の設置校や、医療法人、社会福祉法人などのグループ施設等と、学生の学習成果の獲得が向上するよう関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業については、各キャンパスに「専任教職員就業規則」「常勤教育職員就業規則」「常勤事務職員就業規則」「非常勤教育職員就業規則」「非常勤事務職員就業規則」「無期雇用教職員就業規則」「専任教育職員給与規程」「専任事務職員給与規程」「常勤教育職員給与規程」「年棒制教職員給与規程」(提出 - 規程集 85~104)があり、その他、「学校法人藍野大学教職員の再雇用に関する規程」「学校法人藍野大学事務職員の人事評価実施規程」等を整備し、運用している。(提出 - 規程集 107~108) これらの規程については、入職時に法

人事務局総務センター人事グループから説明し、周知しているとともに、全教職員が使用しているグループウェア「cybozu Garoon」上に公開し自由に閲覧することができる。

教職員の就業は、前述の諸規程に基づいて適正に管理されている。特に、勤怠等の管理に関しては、勤怠管理システム「AKASHI」を導入し、職員証の読み取り機能によって、出勤及び退勤日時を管理している。休暇申請や事務職員の時間外労働の許可申請についても、このシステムを使用し各学科長や所属長、総務担当事務職員が管理している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

看護系大学の急増により、臨床・教育能力の高い看護学の教員の採用、補充に苦慮している。現状、<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>で示した通り、専任教員数としては設置基準等を大幅に満たしており、教育上の支障を生じることはない。(2024年度の第一看護学科のST比は13.3、第二看護学科が12.6)ただし、教授、准教授職の割合が少なく、年齢的にも高くなる傾向にある。JREC等を使って公募するものの、4年制看護大学との競合が激しく、なかなか適当な人材が得られないという問題がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出 - 規程集

- 84 藍野大学 中央図書館管理規程
- 131 学校法人藍野大学 経理規程
- 132 学校法人藍野大学 固定資産及び物品管理規程
- 139 学校法人藍野大学 施設使用管理規程
- 134 学校法人藍野大学 固定資産及び物品調達、売却規程
- 133 学校法人藍野大学 固定資産及び物品管理規程施行細則
- 70 学校法人藍野大学 防火規程
- 75 学校法人藍野大学 危機管理規程

備付資料

- 46 校舎平面図
- 47 令和7(2025)年度以降の新校舎平面図
- 59 平面図

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、第一看護学科及び専攻科のある大阪茨木キャンパスと、第二看護学科のある大阪富田林キャンパスの二つのキャンパスに分かれている。所在地、校地・校舎の面積は次のとおりであり、短期大学設置基準の規定を充足している。また、大阪茨木キャンパス内の本学周囲には、同法人の藍野大学がある。

校舎・校地（令和 5（2023）年 5 月 1 日現在）

	収容定員 (人)	校舎	校地	運動場
		現有面積 (㎡)	現有面積 (㎡)	共用面積 (㎡)
第一看護学科	200	2,970(2,350)	5,947(2,000)	487
第二看護学科	240	3,044(2,600)	4,611(2,400)	0
計	440	6,014(3,600)	10,558(4,400)	487

※運動場用地は大学、短期大学部（大阪茨木キャンパス）の共用

※（ ）内の数字は短期大学設置基準上の面積

大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパス共に校地・校舎は障がい者に対応しており、対応設備は、次のとおりである。

校地・校舎の障がい者対応【大阪茨木キャンパス】

障がい者対応設備	設備場所
エレベーター	校舎内 1 基
多目的トイレ	校舎内 1 か所

校地・校舎の障がい者対応【大阪富田林キャンパス】

障がい者対応設備	設備場所
エレベーター	校舎内 1 基
多目的トイレ	校舎内 1 か所
スロープ	校舎から第 2 講義室間

大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパス共に教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意しており、機器・備品を整備している。設備・備品は、次のとおりである。

設備・備品【大阪茨木キャンパス】

教室名	設備・備品等
A101（合同教室）	ワイヤレスマイク、AV システム、プロジェクター スクリーン、ホワイトボード
A201 （第一看護学科実習室）	AED トレーナー 2、片麻痺体験スーツ、電動ベッド 導尿シミュレーター、万能型看護実習モデル

藍野大学短期大学部

A202 (第一看護学科実習準備室)	口腔ケアモデル、遺体処置用具、義歯 褥瘡予防踵カバー、体位交換クッション
A203 (倉庫)	車椅子、新生児用ベッド、採血台 バイタル測定用小児人形、救急蘇生小児人形
カウンセリングルーム	机、椅子
C102 (情報処理演習室)	パソコン (40 台)、プリンター (2 台) ホワイトボード、プロジェクター、スクリーン
C103 (専攻科教室)	ワイヤレスマイク、AV システム、プロジェクター スクリーン、ホワイトボード、モニター (2 台)
C201 (講義室)	プロジェクター、スクリーン、机、椅子、黒板
C203 (専攻科実習室)	妊婦シミュレーター、デジタル乳児訪問用セット 新生児人形、乳がんモデル
C301 (視聴覚教室)	ワイヤレスマイク、AV システム、プロジェクター スクリーン、モニター (2 台)
C302 (講義室)	プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、机 椅子、模型各種

設備・備品【大阪富田林キャンパス】

教室名	設備・備品等
図書館	パソコン (3 台)、ビデオ (1 台)、テーブル、椅子
第 1 講義室	ワイヤレスマイク、AV システム、ノート PC 液晶ペンタブレット、プロジェクター、スクリーン モニター (2 台)
第 1 実習室	ベッド (20 台[うち電動 3 台])、清拭車、洗髪車 フィジカルセサメントモデル
第 2 実習室	新生児バイタルサインモデル、妊婦体験セット 産褥子宮触診人形、胎児人形、気管挿管モデル (小児) 救急カート、12 誘導心電図計、呼吸器、AED AED レサシアンストレッチャー、輸液ポンプ シリンジポンプ、吸引シュミレーター 乳幼児看護実習モデル
準備室 1・2	経管栄養シュミレーター、筋肉注射シュミレーター 皮下注射シュミレーター、術後スーツ (9 着) 実習万能モデル (8 体)、C.P.S 実習ユニット C.P.S 実習ユニット II、導尿・浣腸モデル
第 2 講義室	ワイヤレスマイク、AV システム、ノート PC 液晶ペンタブレット、プロジェクター、スクリーン モニター (4 台)
第 3 講義室	ワイヤレスマイク、AV システム、ノート PC

藍野大学短期大学部

	液晶ペンタタブレット、プロジェクター、スクリーン モニター（4台）
コモンズ	一人用テーブル、椅子、ホワイトボード ワイヤレスマイク、液晶ペンタタブレット AVシステム、プロジェクター、スクリーン モニター（4台）
情報処理演習室	パソコン（50台）、プリンター（1台）
学生相談室	応接セット、パソコン
学生ホール	テーブル、椅子
食堂	テーブル、椅子、給水機

図書館について、大阪茨木キャンパスには、藍野大学と共用している藍野大学中央図書館（以下、「中央図書館」という。）があり、大阪富田林キャンパスには、青葉丘図書館がある。

中央図書館の面積は、2,418㎡、青葉丘図書館は、175.8㎡であり、適切な広さを有している。各キャンパスにおける図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等は適切であり、令和5（2023）年度の設備等は次のとおりである。

中央図書館【大阪茨木キャンパス】

	種類	冊数等
蔵書数	図書	71,776冊
	雑誌（製本）	12,832冊
年間受入数	図書	4,810冊
	雑誌	173種
	視聴覚資料	12種
学術雑誌種類数		1,352種
視聴覚資料数	DVDほか	1,385種
AV設備	ビデオ視聴用機器	(DVD) 1台 (VHS) 7台
	CDプレイヤー	パソコンで代用（4台）
パソコン	蔵書検索専用	1台
	一般用	12台
座席（共有）		285席

青葉丘図書館【大阪富田林キャンパス】

	種類	冊数等
蔵書数	図書	13,446冊
	雑誌（製本）	2,149冊
年間受入数	図書	471冊

藍野大学短期大学部

	雑誌	29 種
	視聴覚資料	6 種
学術雑誌種類数		77 種
視聴覚資料数	DVD ほか	269 種
AV 設備	ビデオ視聴用機器	DVD プレイヤー 1 台 テレビデオ (VHS) 1 台
パソコン	一般用兼蔵書検索用	2 台
座席		69 席

図書館については、「藍野大学中央図書館管理規程」(提出 - 規程集 84) その他細則に基づき、購入図書選定システムや廃棄システムを確立している。また、参考図書、関連図書を整備している。本学は、創設者が図書の収集に力を入れ、第一看護学科のある茨木市の中央図書館には一般教養書を含め、約 10 万冊の蔵書がある。ここでは、看護の専門科目に係る主たる図書のリストのみを掲げる。

専門科目に係る主たる図書の100冊程度の目録

番号	題名	著者名	出版社名	備考
1	看護学生のための生化学	藤田道也	医学書院	生化学
2	ナースのための生化学・栄養学	香川靖雄 他共著	南山堂	生化学
3	標準整形外科学	寺山和雄 編集	医学書院	整形外科学
4	精神医学	加藤伸勝	金芳堂	精神医学
5	内分泌・代謝	吉田尚 編集	医学書院	生理学
6	解剖生理学 改訂2版 (新クイックマスター)	竹内修二	医学芸術社	生理学
7	イラストでまなぶ生理学	田中越郎	医学書院	生理学
8	図説 基礎生理学	内菌耕二	メヂカルフレンド社	生理学
9	実習人体組織学図譜	岡本道雄	医学書院	組織学
10	カラーアトラス組織・細胞学	岩永敏彦	医歯薬出版	組織学・解剖学
11	図解血液病学 改訂第3版	柴田 進	金芳堂	内科学
12	慢性閉塞性肺疾患	近藤 達也 他編集	メヂカルフレンド社	内科学
13	内科学アトラス	上田 英雄 他編集	朝倉書店	内科学
14	呼吸器疾患	中田 紘一郎	日本醫事新報社	内科学
15	心臓疾患	北島 顕	永井書店	内科学
16	標準微生物学	川名林治	医学書院	微生物学
17	微生物学	森良一 他共著	医学書院	微生物学
18	ナースのための微生物学 感染症とその対策の理解のために	水口康雄 他共著	南山堂	微生物学
19	看護学生のための物理学	佐藤和良	医学書院	物理学

藍野大学短期大学部

20	図説組織病理学	ウォルター・サンドリッター	医学書院	病理学
21	シンプル病理学 (改訂第2版)	綿貫 勤 他編集	南江堂	病理学
22	病理学総論	竹内正	日本医事新報社	病理学
23	現代の薬理学	田中潔 編集	金原出版	薬理学
24	標準薬理学	今井正 他編集	医学書院	薬理学
25	婦人科学	荒井清	南江堂	婦人科学
26	認知症ハンドブック	中島健二 編集	医学書院	老人医学
27	すぐに役立つ救急看護	ジーン・ロビンソン 編	西村書店	救急看護
28	標準外科学	北野正剛 編集	医学書院	外科学
29	衛生・公衆衛生学	和田功 編修	医学書院	公衆衛生学
30	新しい臨床栄養学	後藤昌義	南江堂	栄養学
31	プロメテウス解剖学コアアトラス PROMETHEUS Atlas of Anatomy	Anne M.Gilroy 他	医学書院	解剖学
32	現代免疫学	山村雄一 編集	医学書院	細菌学
33	今日の小児治療指針 第10版	埴 嘉之 他編集	医学書院	小児科学
34	脳の発達と子どものからだ	久保田競	築地書館	小児科学
35	必修小児科学 改訂第3版	楠 智一 他共著	南江堂	小児科学
36	看護の基本となるもの	ヴァージニア・ヘンダーソン	日本看護協会 出版会	看護一般
37	人間対人間の看護	J・トラベルビー	医学書院	看護一般
38	看護の倫理 人間学としての看護	青木茂	医学書院	看護一般
39	看護理論家とその業績	Ann Marriner-Tomey	医学書院	看護一般
40	根拠がわかる疾患別看護過程 病態生理と実践がみえる関連 図と事例展開	新見明子 編集	南江堂	看護過程
41	疾患別看護過程の展開	山口瑞穂子, 関口恵子 監修	学研メディカル 秀潤社	看護過程
42	領域別看護過程展開ガイド 地域・在宅 成人 老年 小児 母性 精神	任和子 編著	照林社	看護過程
43	フィジカルアセスメントがみえる	医療情報科学研究所 編集	メディックメディア	看護過程
44	NANDA-I看護診断 2021- 2023 定義と分類	T.ヘザー・ハードマン	医学書院	看護過程
45	基礎看護技術	阿曾洋子 他共著	医学書院	看護技術
46	写真でわかる基礎看護技術アドバンス 基礎的な看護技術を中心に!	吉田みつ子 他監修	インターメディカ	看護技術
47	基礎看護技術 その手順と根拠	岡崎美智子 編著	メヂカルフレンド社	看護技術
48	看護教育へようこそ Welcome to The World of Nursing Education	池西静江 他共著	医学書院	看護教育
49	看護のための教育学	中井俊樹 他編著	医学書院	看護教育
50	看護・医療を学ぶ人のためのよくわかる関係法規	松原孝明 編著	学研メディカル 秀潤社	看護法規

藍野大学短期大学部

51	看護師の注意義務と責任 Q&Aと事事例の解説	小林弘幸 他共著	新日本法規出版	看護法規
52	在宅看護技術	正野逸子 編著	メヂカルフレンド社	在宅看護
53	看取りにおける家族ケア	渡辺 裕子 著	医学書院	在宅看護
54	在宅療養を支える技術	臺有桂, 石田千絵, 山下留理子 編	メディカ出版	在宅看護
55	在宅看護論	高崎 絹子 他編集	医学芸術社	在宅看護
56	関連図で理解する在宅看護過程	正野 逸子 他編著	メヂカルフレンド社	在宅看護
57	写真でわかる訪問看護アドバンス 訪問看護の世界を写真と動画で学ぶ!	押川真喜子 監修	インターメディカ	在宅看護
58	ナースのためのくすりの事典 (2024年)	細谷治	へるす出版	参考図書
59	ナースのための術前・術後マニュアル	跡見裕 編	照林社	手術室看護
60	はじめての手術看護 カラービジュアルで見てわかる!	倉橋順子 他共著	メディカ出版	手術室看護
61	看護過程にそった小児・母性看護実習	越川良江 編集	医学書院	小児・母性看護
62	根拠と事故防止からみた小児看護技術	浅野みどり 編集	医学書院	小児看護
63	小児看護ビジュアルナーシング	大塚香 他編集	学研メディカル秀潤社	小児看護
64	小児看護と看護倫理 日常的な臨床場面での倫理的看護実践	松岡真里 編集	へるす出版	小児看護
65	写真でわかる重症心身障害児(者)のケアアドバンス	八代博子 編著	インターメディカ	小児看護
66	小児看護学実習ハンドブック	泊祐子 他編集	中央法規出版	小児看護
67	看護過程にそった精神科看護実習	川野 雅資 他共著	医学書院	精神看護
68	心療内科	中川 哲也 他編集	金原出版	精神看護
69	看護師のための精神科でのコミュニケーションとケア	畠山卓也 編著	ナツメ社	精神看護
70	はじめてのヘンダーソンモデルにもとづく精神科看護過程	焼山 和憲 著	医歯薬出版	精神看護
71	エビデンスに基づく脳神経看護ケア関連図	百田 武司 他編集	中央法規出版	成人看護
72	がん患者の褥瘡ケア	祖父江正代 他編集	日本看護協会出版会	成人看護
73	がん放射線治療の理解とケア	唐澤久美子 編	学習研究社	成人看護
74	消化器ビジュアルナーシング 見てできる臨床ケア図鑑	川西 幸貴 他共著	学研メディカル秀潤社	成人看護
75	はじめて学ぶ!脳神経外科のキホンとケア	柴田靖 著	総合医学社	成人看護
76	エビデンスに基づく消化器看護ケア関連図	松浦純平 編集	中央法規出版	成人看護
77	出会いから始まる糖尿病看護 わたしたちが大切にしていること	大橋 優美子 他共著	医歯薬出版	成人看護
78	糖尿病看護ビジュアルナーシング	柏崎純子 編集	学研メディカル秀潤社	成人看護

藍野大学短期大学部

79	CKD〈慢性腎臓病〉看護ケアガイド	岡美智代 編著	照林社	成人看護
80	はじめてのストーマケア	片山 育子 他共著	メディカ出版	成人看護
81	整形外科ビジュアルナーシング 見てできる臨床ケア図鑑	畑田みゆき 編集	学研メディカル 秀潤社	成人看護
82	疾患別看護アセスメント	安部喬樹, 安部千鶴 編	医学書院	成人看護
83	看護のための臨床病態学	浅野嘉延 他編集	南山堂	成人看護
84	NEWはじめての脳神経外科看護 "なぜ"からわかる、ずっと使える!	横井靖子 編著	メディカ出版	成人看護
85	最新老年看護学	三重野英子 他編集	日本看護協会 出版会	老年看護
86	救急・集中ケアにおける 終末期 看護プラクティスガイド	一般社団法人日本クリティカル ケア看護学会	医学書院	老年看護
87	超高齢者の緩和ケア	桑田美代子 他共著	南江堂	老年看護
88	パーキンソン病の看護と日常生活 支援	パーキンソン病看護研究会 著	メディカ出版	老年看護
89	根拠と事故防止からみた老年 看護技術	亀井智子 編集	医学書院	老年看護
90	最新老年看護学	水野敏子 編著	日本看護協会 出版会	老年看護
91	新生児ケアのきほん	豊島万希子 他編集	メディカ出版	母性看護
92	根拠と事故防止からみた母性 看護技術	石村由利子 編集	医学書院	母性看護
93	カラー写真で学ぶ周産期の看護 技術	櫛引 美代子 著	医歯薬出版	母性看護
94	母性看護学実習ハンドブック	細坂泰子 編集	中央法規出版	母性看護
95	事例で学ぶ脳血管障害のリハ ビリテーション看護	稲田 まつ江 編著	南江堂	リハ看護
96	看護に活かす検査値の読み 方・考え方	村田満 他編集	総合医学社	臨床検査
97	臨床実習指導の本質	アーネスティン・ウィーデン バック 著	現代社	臨床指導
98	看護研究サポートブック ワーク シートで研究計画書がラクラク 完成!	足立はるゑ 著	メディカ出版	看護研究
99	基本からわかる看護統計学入 門 An introduction to Nursing Statistics	大木秀一 著	医歯薬出版	看護研究
100	看護師国家試験問題集：国 試でるでたBOOK 2024年版	系統看護学講座編集室	医学書院	国家試験

体育館は有していないが、大阪茨木キャンパスには藍野大学と共用の運動場がある。

大阪茨木キャンパスは、令和2（2020）年2月に竣工した、藍野大学のM・L・C（メディカル・ラーニング・コモンズ）を利用する事が可能で、ICTやIoTの活用によるアクティブ・ラーニングを展開している。

大阪富田林キャンパスは、令和3（2021）年3月に改修した、コモンズを利用する事でアクティブ・ラーニングを展開している。また、2つの講義室で同一の授業を受けられるサテライト授業を行うため、第1講義室と第3講義室・コモンズを同一システムで繋いでいる。以上のように、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う適切な場

所を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本法人の健全な経営を図るため、施設設備の維持管理に関する規程等については、「学校法人藍野大学経理規程」「学校法人藍野大学固定資産及び物品管理規程」「学校法人藍野大学施設使用管理規程」「学校法人藍野大学固定資産及び物品調達、売却規程」「学校法人藍野大学固定資産及び物品管理規程施行細則」等の規程を整備し、これらの規程に従い、物品や施設設備から固定資産に至るまで、教職員は適切な維持管理に努めている。（提出 - 規程集 131～134,139）

火災・地震対策としては、「学校法人藍野大学防火規程」「学校法人藍野大学危機管理規程」を定めており、火災または地震を想定した内容を年度ごとに変更し、年1回、全学生及び教職員で消防・避難訓練を実施している。（提出 - 規程集 70,75）令和5（2023）年度においては、大阪茨木キャンパスは10月25日（水）に、大阪富田林キャンパスは、10月5日（木）に近隣消防署員立ち合いの上、消火器の実演や防災に関する講習を消防署員に依頼し実施している。終了後は消防署員からの指摘・指導を仰ぎ施設設備等の改善に努めている。

本法人は、ネットワークインフラに閉域網システム UNO（Arcstar Universal One）を導入しており、外部からの攻撃を完全にシャットアウトし、一般通信網を通らない安心、安全な通信ネットワークを運用している。基幹システムや重要なファイルサーバは、UNO 直結クラウドサーバ ECL2.0 に格納している。ネットワークに繋がる PC には、セキュリティ対策として UNO のオプション機能である VBBS（ウイルスバスタービジネスセキュリティ）を導入し、ネットワークに接続する各 PC の最新のチェックエンジンやパターンファイルの自動更新、維持など、一元管理できるようになっている。その他、UNO の外部ネットワークとの接続部分にはファイアウォール、IDS（侵入防止システム）・IPS（侵入検知システム）、ウイルス対策、スパイウェア対策、URL フィルタリング、アプリケーション制御を一括で提供できる UNO のオプション機能である vUTM（仮想統合脅威管理）を導入し、VBBS とともに入口・出口対策の強化を行っている。

大阪富田林キャンパスでは、施設の一部に電源自立型空調 GHP を導入しており、停電時においても、電力供給なしで運転を開始し、発電した電力で空調、照明、通信機器などの使用を継続可能とする自立発電運転機能を搭載している。防犯対策として、地域の警察署員を招いて防犯講習会を実施するなど、学生の防犯意識を高める取り組みを行っている。施設・

設備面では、防犯カメラの設置、事務室及び教員室のセキュリティカードによる部外者の侵入防止などの防犯対策を講じている。

大阪茨木キャンパスには、学生寮（女子寮）があるため、寮のセキュリティには十分な注意を払っている。寮には管理人が常駐しており、周辺には防犯カメラやセンサーを設置し、夜間は寮への道に設置されている門を閉めている。さらに玄関はオートロックで寮生の持つICキーでしか開錠できないようになっている（キャンパス移転計画のため、令和5(2023)年度末に学生寮は閉鎖）。

省エネルギー対策・省資源対策及び教職員の節電・省エネ意識の深化・向上のために、学校法人全体でクールビズを積極的に導入している。

大阪富田林キャンパスに一部導入している電源自立型空調 GHP は省エネと節電を行っている。また、冷暖房の使用期間・温度設定に基準を設け、教職員の夏期一斉休業を実施するなど、節電・省エネに取り組んでいる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

現時点では、大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパス共に施設の老朽化が見られ、学生の満足度向上を考慮した場合、満足のいく状況ではない。しかし、この状況は、令和7(2025)年4月の大阪阿倍野キャンパス移転により改善が図られるため、それまでは、学生への不利益にならない必要なメンテナンスにより施設を維持していくこととなる。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

現在(2024年5月)、短期大学部で保有している設備・備品、図書などの教育資源については、令和7(2025)年4月に、短期大学部全体が大阪市阿倍野区の新キャンパスに移転して以降も有効に活用できるよう移転のプロジェクトを進めている。新校舎では、教室や実習室、図書館だけでなく、ラーニングコモンズ、グループ学習室、収容定員数から見て余裕のある図書閲覧室のなど、現在の校舎環境よりも充実した施設・設備が設けられるため、現状以上の教育効果が期待される。(備付-47)

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

60 学内 LAN の敷設状況

61 情報処理室の概要

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスそれぞれにおいて、各学科・専攻科の教育課程の編成・実施方針に基づいた技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上、充実を図っており、授業や学校運営に活用できるよう、情報処理演習室のコンピュータ整備を行っている。また、講義室、食堂など、学生が集うスペースには、Free Wi-Fi を設置している。ソフト面では、学生全員に Google st アカウントを配布し、Google ドライブ、Gmail、LMS の manaba (備付 - 27) やコミュニケーションツールの Slack (備付 - 30) を導入することにより、講義をよりスムーズに効果的に実施している。教職員には、入職時に 1 台のパソコンを貸与し、授業資料の作成やその他の業務遂行に役立てている。また、新規にシステムやソフトウェアを導入する際には、システムエンジニアと連携し、担当事務職員または導入業者からの操作説明などを受け、円滑に学生への指導を行うことができるようにトレーニングしている。

大阪茨木キャンパスでは、情報処理演習室に有線 LAN に接続されたデスクトップ型パソコン 40 台を設置し、授業以外の時間には学生が自由に使えるようにしており、第一看護学科では「情報科学」、専攻科では「情報管理論」において、基本的なパソコン及びソフトウェアの操作やネットリテラシーなどの講義を開講しており、学生に対し情報技術のトレーニングを行っている。情報処理演習室のパソコン 40 台は、教員用パソコンによって一元管理し、講義等で有効に利用されている。また、全館 Wi-Fi が完備されている M・L・C (メ

ディカル・ラーニング・コモンズ)の建設により、学生のネットワーク環境の充実を図っている。講義室では、プロジェクター、スクリーン等を設置し、講義等で有効に活用している。その他の施設、設備としては、演習等のための実習室があり、演習等に必要となる機器・備品を揃えている。ソフトウェアとしては、複数のオンライン教材(ナーシングスキル、ナーシングパスポート、国家試験 Web)を導入し、教員は学生の事前学習課題や国家試験対策の一環として利用し、学生の利用を促進している。

大阪富田林キャンパスでは、情報処理演習室に有線 LAN に接続されたパソコン 50 台を設置し、授業時間以外には学生に開放している。「情報科学」の講義の中で、基礎的な操作や情報リテラシー、情報モラルについて講義を開講しており、学生に対し情報技術のトレーニングを行っている。館内には、Free Wi-Fi を全講義室、コモンズ、フリースペース、食堂等には設置し、学生のネットワーク環境の充実を図っている。講義室には、プロジェクター、スクリーンのほか、電子黒板機能のあるタブレットがあり、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。また、実習室は第一実習室、第二実習室があり、必要な機器・備品を揃えている。

茨木、富田林両キャンパスの情報処理演習室の各パソコンには、復元ソフトが入っており、学生が使用し再起動した時点で初期化されるようになっている。また、学内のネットワークに関しては、学生用と教職員用に分けて設定しており、セキュリティ面についても安全対策を施している。

キャンパス内のネットワーク及びパソコン等情報処理機器については、大阪茨木キャンパスに常駐しているシステムエンジニアと連携しながら、定期的なアップデートやメンテナンスを行い、最新の状態を保つようにしている。また、技術的資源について、1 キャンパスに偏らないように分配を常に見直し、活用している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教職員に対し、情報機器やソフトウェアの指導を行っているが、機器等の苦手な教員もあり、理解力に差がある。そのため、更なるトレーニングが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

令和 7 (2025) 年度より、大阪市阿倍野区に短期大学の 2 学科が移転・統合することを受けて、教員組織及び事務職員組織においても一層効率的かつ教育活動に効果的な活用が期待される。教員組織においては、2 年課程と 3 年課程の教育組織は変わらないが、同一校舎内で教育が行われることで授業の連携や協力態勢が強化することが可能となる。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 15 計算書類等の概要 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
- 16 資金収支計算書・資金収支内訳表 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
- 17 活動区分資金収支計算書 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
- 18 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
- 19 貸借対照表 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度
- 20 事業報告書 令和5(2023)年度
- 21 事業計画書／予算書 令和6(2024)年度

提出 - 規程集

- 143 学校法人藍野大学 資産運用規程
- 71 学校法人藍野大学 決裁権限規程
- 152 学校法人藍野大学 合同運営委員会規程
- 110 学校法人藍野大学 確定拠出年金規程

備付資料

- 49 AINO VISION 2030 (学校法人藍野大学 統合報告書 2023)
- 50 中期財務シミュレーション
- 51 2023年度予算編成方針について
- 52 設置校別事業活動・分析表
- 53 学校法人藍野大学広報誌「ainote」
- 62 財産目録及び計算書類(令和3年(2021)年度から令和5(2023)年度)

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。

- ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度における活動区分資金収支及び事業活動収支は、下表の通りである。令和4(2022)年4月より明浄学院高等学校が本法人の設置校に加わったこと、収容定員を増加させた藍野大学の看護学科及び理学療法学科の学年進行並びに令和2(2020)年度開学のびわこリハビリテーション専門職大学の学年進行があり、学校法人全体として収入、支出とも令和3(2021)年度より増加している。一律的な対比は難しいものの、令和4(2022)年度の実態の経常収支差額は207百万程度と想定され、令和3(2021)年度決算での計上額216百万円と同水準の黒字が確保できている。

短期大学部単体では、令和4(2022)年度は第一看護学科・第二看護学科とも在籍者数の増加が寄与し、教育活動収入、教育活動支出がともに増加し、教育活動収支差額も増加している。

下表のとおり、学校法人・短期大学部とも経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はプラス水準を保っており、学校法人が永続的・安定的に事業を運営行っていくことができると考えられる。また予算編成時より教育研究経費比率を意識した予算編成としていることもあり、教育研究経費比率は30%前後を維持している。

令和5(2023)年度は、2030年度を目標年度とする長期ビジョン「AINO VISION2030」で示されたロードマップに従い、大阪阿倍野キャンパスプロジェクト(第I期)である高校新校舎が竣工し、新たにびわこ八日市キャンパスを設置しその施設整備計画が完了している。

学校法人の主たる収入である学生生徒納付金収入の基となる在籍学生数は、令和5(2023)年度は学校法人全体の在籍学生数で2,912人(うち新生は916人)となった。令和4(2022)年度と比較すると在籍学生数は107名増、新生は85名の減、収容定員充足率は95.3%、入学定員充足率は97.3%となり、令和4(2022)年度と比べいずれも低下している。

このような状況下にあっても、中期財務計画に基づき定めた既定予算を適正執行することで当該年度の教育研究活動を着実に遂行し、日本私立学校振興・共済事業団が示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態」の区分は、正常状態である「A3」を保持することができている。

活動区分資金収支計算書

(単位：百万円 百万円未満切捨)

区分	法人全体			短期大学部		
	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
教育活動資金収入	4,157	5,115	4,896	888	979	933
教育活動資金支出	3,501	4,029	4,250	698	726	751
教育活動資金収支 差額	770	1,196	488	180	227	100
教育活動資金収支 差額－施設整備等 活動資金収支差額	336	647	△2,011	79	205	401

事業活動収支計算書

(単位：百万円 百万円未満切捨)

区分	法人全体			短期大学部		
	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
事業活動収入	4,171	9,314	5,184	888	982	933
事業活動支出	3,963	4,515	5,406	778	814	1,483
教育活動収支 差額	232	639	188	109	168	103
経常収支差額	216	631	163	109	168	103
基本金組入前 当年度収支差 額	207	4,798	△221	109	168	△549

事業活動収支関係比率

(単位：%)

区分	法人全体			短期大学部		
	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
教育活動収支 差額比率 (教育活動収支差 額÷教育活動収 入計)	5.6	12.5	3.8	12.4	17.2	11.1

藍野大学短期大学部

教育研究経費 比率(教育研究 経費÷経常収 入)	29.8	28.3	33.0	30.8	29.9	32.2
経常収支差額 比率 (経常収支差額 ÷経常収入)	5.2	12.3	3.4	12.4	17.2	11.1

本法人の令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度における貸借対照表及び貸借対照表関係財務比率は下表のとおりである。将来構想計画「AINO VISION 2030」(備付 - 48)に示されているロードマップに従い、令和 4(2022) (年度は明浄学院高等学校の設置者変更に伴い、明浄学院高等学校の資産および負債を引き継いでいるため、貸借対照表額が大きく増加している。さらに令和 5(2023) 年度には大阪阿倍野キャンパス、びわこ八日市キャンパスの整備のため、日本私立学校振興・共済事業団及び市中銀行より 2,731 百万円の融資を受けたため負債が増加しており、負債比率は増加している。

貸借対照表 (単位：百万円 百万円未満切捨)

区分	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
固定資産	14,153	19,649	21,037
流動資産	4,180	2,299	3,080
資産の部合計	18,333	21,949	24,118
固定負債	2,368	2,066	4,470
流動負債	4,160	3,279	3,266
負債の部合計	6,528	5,345	7,736
基本金	17,113	23,094	22,568
繰越収支差額	△5,308	△6,491	△6,186
純資産の部合計	11,804	16,603	16,381
負債及び純資産の部合計	18,333	21,949	24,118

貸借対照表関係比率 (単位：%)

	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
流動比率 (流動資産÷流動負債)	100.5	70.1	94.3
負債比率 (総負債÷純資産)	55.3	32.2	47.2
積立率(運用資産÷要積立額)	55.4	44.0	50.0

当法人では、将来構想計画「AINO VISION 2030」に示されているロードマップ及び「中期計画」に基づく施策の実施と中・長期の財政基盤を安定させ、将来投資を実現するために中期財務シミュレーションを作成している。中期財務シミュレーションを単年度の予算と連携させることで、施策の実施と財政の両立を図っている。(備付 - 50)

予算編成にあたっては、常務理事(財務担当)より予算前年の12月頃にコミュニケーションツールとして利用されている「Slack」を通じて、予算編成方針を学内に周知している。その際人件費・教育研究経費・管理経費の経常経費の積算のため、予算年度の重点施策と過年度実績等を勘案した設置校ごとの申請額の目安を提示している。(備付 - 51)

施設設備投資については、目安枠を設けず事業計画に基づいて設置校ごとから申請された内容を個別に精査し予算化することで、各設置校が要望する教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)に資金が配分されるようにしている。そのため、短期大学部においても必要な施設設備はその必要性に応じ予算が適切に配分されている。

理事会・評議員会を経て決定された予算は、決定後速やかに「Slack」を通じて、法人事務局総務センター経理グループより全教職員に共有されている。さらに、予算編成時、決算時には、事業活動収支内訳表を基に、セグメント別事業活動収支計算書「設置校別事業活動・分析表」を作成し、常務理事(財務担当)より設置校ごとの分析結果、将来見通しや改善項目、財政状況について理事、評議員に説明している。(備付 - 52)

予算の執行にあたっては、「学校法人藍野大学決裁権限規程」(提出 - 規程集 71)に定める決裁権者により、予算執行前にその事業への支出の必要性や実効性・価格の妥当性を再精査することを「学校法人藍野大学経理規程」で定め、権限者の責任の下、予算を有効に活用する仕組みを確立している。(提出 - 規程集 131)

予算管理を適切に行うため財務システムで予算の執行状況を見るためのマニュアルを全教職員に開示し、予算の執行状況を日常的に常時把握できるようにしている。

また、毎月行われる理事長及び常務理事、設置校ごとの教員管理職・事務管理職で構成する学校法人藍野大学合同運営委員会(以下、「合同運営委員会」という。)において、毎月全設置校の「学生在籍者数」の推移、並びに法人事務局が作成した「月次資金収支計画」により当該年度の予算の執行状況及び着地見込みを共有している。(提出 - 規程集 152)

当法人は、常務理事(財務担当)に日常的に相談・報告できる環境にあり、また独立監査人と必要に応じ情報共有、確認等のコミュニケーションを十分に図っているため、監査報告書における指摘事項はない。

学納金以外の収入確保の手段である寄付金については、当法人が設置する学校の校舎増築及び設備充実事業その他の教育活動のために必要経常経費に充当することを目的に、定期的に学校法人のホームページや学校法人藍野大学広報誌「ainote」(備付 - 53)を通じて卒業生や保護者、教職員・民間団体・企業などに寄附の呼びかけを行っている。

寄付の中心は平成29(2017)年度に設立した学校法人100%出資子会社株式会社藍野大学事業部及び企業等からの受配者指定寄付金の制度を利用した寄付となっているが、令和5(2023)年度は大阪阿倍野キャンパスプロジェクトのため、通常との寄付に並行しての特別寄付を募集した。

また、資金運用は、「学校法人藍野大学資産運用規程」(提出 - 規程集 143)に基づき、現

状郵便貯金、金融機関等への円建預金のみで運用を行っている。

当法人では、退職金制度に変え確定拠出年金制度を導入しており、りそな銀行に運営管理を委託しているため将来の支出に備えた退職給与引当金等の引当金は計上していない。(提出 - 規程集 110)

入学定員充足率の過去3年間の平均は、学校法人全体 103.7%、短期大学部 110%、収容定員充足率の過去3年間の平均は、学校法人全体 97.8%、短期大学部 115.5%であり、3年間で平均すると学校法人全体、短期大学部共に安定した学生確保ができています。

定員充足率

区分	法人全体			短期大学部		
	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度
入学定員充足率	106.4%	99.0%	105.8%	116.4%	106.8%	106.8%
収容定員充足率	97.0%	97.0%	99.6%	124.8%	117.1%	104.6%

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

前項で述べた中期財務シミュレーションは、施策の実施と中・長期の財政基盤を安定させ、将来投資を実現するために作成しており、その目標を学校法人の経営状態が正常域となるよう、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成 27 年度～」(以下、「経営状態の区分」という。)の「A3」以上としている。そのため、中期財務シミュレーションと連携している予算を適切に実行することで「A3」を確保することが可能となっている。なお、「中期財務シミュレーション」はより実態に則した内容とするため予算編成時及び決算の度に見直しを行っている。

これらの取り組みにより、平成 20 (2008) 年度に経営危機に直面して以降の本学の財務に関する取り組みにより、平成 25 (2013) (年度には「A2」、その後令和 3(2021)年度まで「A3」を保持し続けており、財政の安定に一定の成果を収めている。

本学は、2つのキャンパスに2学科1専攻科を設置している。それぞれに特徴があり、その特色を明確にした上で、将来像を検討しなければならない。

第一看護学科は、准看護師取得者がさらに看護師取得を目指すための2年制進学コースで、全国で唯一、短期大学として進学コースを設置している。入学対象者は、グループ設置校の藍野高等学校(令和 5 (2023) 年度まで)、明浄学院高等学校衛生看護科(令和 6 (2024) 年度以降)からの進学者が80%から90%を占めているが、それ以外にも西日本を中心に全国からの入学生が在学している。これらの学生を准看護師から看護師にすることが本学科の社会的使命である。

しかし、一方では高等学校衛生看護科、准看護師養成所の減少などの課題もある。以上を踏まえて作成したものが、次表の第一看護学科のSWOT分析である。

【第一看護学科のSWOT分析】

	Strength (強み)	Weakness (弱み)
内部環境	①全国唯一の高等教育機関進学コース ②3年制が多い中、2年制課程 ③最短で看護師国家試験受験資格取得 ④専門学校と比較して実習が充実 ⑤本学専攻科進学が可能 (学内推薦制度)	①学士が取得できない ②学費面で専門学校との差別化が困難 ③准看護師の臨床経験が少ない
	Opportunity (機会)	Threat (脅威)
外部環境	①グループ施設に病院があり、奨学金制度がある ②同法人内に衛生看護科を持つ ③高い就職率 ④好立地	①衛生看護科、准看護師養成所の減少 ②専門学校(学費の安さ) ③4年制大学の増加 ④4年制大学志向の増加

第二看護学科は、3年制レギュラーコースであり、主に普通科の高等学校出身者が入学し、看護師取得を目指す学科である。3年間で看護師国家試験受験資格が取得できるため、4年制大学より1年短い上に、学費が4年制大学の3分の2程度で済むことか

ら、普通科の高等学校出身の生徒だけでなく、専門職を目指す社会人経験者も対象となり、幅広い層に対して看護教育を行い、看護師を輩出することを目的としている。

さらに、本学専攻科（保健師養成課程）へ進学し、修了した上で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に申請し審査に合格すれば学士（看護学）を取得できる。これは4年制大学より安価に看護師と保健師の資格を取得でき、さらに学士（看護学）を取得できるというメリットがある。

以上を踏まえて作成したものが、次表の第二看護学科のSWOT分析である。

【第二看護学科のSWOT分析】

内 部 環 境	Strength（強み）	Weakness（弱み）
	①3年で看護師国家試験受験資格を取得 ②本学専攻科進学で、学士（看護学）取得が可能（学内推薦制度あり）	①専門学校との差別化が困難 ②施設の老朽化
外 部 環 境	Opportunity（機会）	Threat（脅威）
	①グループ施設に病院があり、奨学金制度がある ②駅近辺という好立地	①専門学校（学費の安さ） ②4年制大学の増加 ③4年制大学志向の増加 ④高校生の近距離進学希望者の増加 ⑤立地（大阪市内から離れている）

上記のSWOT分析を踏まえ、第一看護学科では高等学校の衛生看護科・准看護師養成所の減少、第二看護学科では18歳人口の減少、4年制大学の増加、高校生の4年制大学志向の増加、短期大学進学希望者の減少により、学生募集が著しく厳しい状況となっている。学内や法人内でも議論が重ねられ、最終的に令和6（2024）年3月理事会で、令和7（2025）年4月に大阪市阿倍野区に第一看護学科及び第二看護学科が移転し、統合すること、その際、2学科を1学科2専攻課程に改組し、両課程の収容定員数も今後の入学者数を予想し変更することが決まった。

次年度の学納金を予測した予算組みについては、当然、学生募集の結果と連動するものであり、9月から翌年2月にかけて、学生募集状況を見ながら正確な予算組みができるよう、予算組みを行う総務グループが入試・広報グループと緊密に連携している。

教員採用計画等は、「藍野大学短期大学部教員選考規程」「藍野大学短期大学部教員選考基準」（提出 - 規程集 23～24）等に基づき、計画的に採用を進めてきた。

外部資金の獲得はできていない。今後は私立大学等改革総合支援事業への応募を目指して学内の取り組みを進めていく。資産の処分等の計画については、令和7（2025）年度の大阪阿倍野キャンパスへの統合移転に伴い、大阪富田林キャンパスの校地校舎は売却を計画している。

学科ごとの定員管理について、第一看護学科では、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度までの3か年ともに入学定員を充足している。しかし、第二看護学科は、令和4（2022）年度の入学定員の充足はしていたが、令和5（2023）年度以降は入学定員を

充足出来ていない。収容定員充足では、第一看護学科、第二看護学科ともに過去3か年充足している。しかし、今後の定員管理、財政管理を踏まえ、現状の2学科における入学定員の振り分けを変更する事も今後検討が必要となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

学校運営の中で財務収支の安定を目指すには、前述のとおり学生数の安定確保が第一義であり、現在要因の追求、高大連携授業など種々の施策を試みて学生数獲得に努力しているところである。

高大接続の割合が高い第一看護学科と比べ、高校生の4年制大学志向、総合大学志向が高まる中、短期大学での学生募集の難しさが急激に高まってきているため、普通科の学生がターゲットとなる第二看護学科の入学定員充足が課題である。順調に学生が確保できている第一看護学科との第二看護学科の定員の入れ替え等を検討し、短期大学部全体で入学定員、収容定員の充足を図ることが急務である。

施設設備については大阪茨木キャンパス、大阪富田林キャンパスともに校舎の老朽化という問題がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

将来構想計画「AINO VISION 2030」に示されているロードマップでは、大阪阿倍野キャンパスプロジェクトにより、茨木市にある第一看護学科と専攻科、富田林市にある第二看護学科ともに、令和7(2025)年度に大阪阿倍野キャンパスに移転する計画である。これに伴い、現在大阪阿倍野キャンパスの改修工事が行われており、懸念されていた施設設備の老朽化という問題が解消されることとなる。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員の研究能力、教育能力の向上及び事務職員の能力向上について、藍野大学短期大学部FD・SD推進委員会規程のもと、法人事務局総務センター人事グループ、藍野大学との協力・共催も含め、FD研修及びSD研修を実施している。また、教員の教育能力向上のため、教員同士による授業評価を実施した。

機器・備品については、両キャンパス共に学生数に応じた数量を毎年購入・更新を行い、教育の質の担保を行っている。

学内施設については、両キャンパス共に老朽化が見られるが、中長期計画(AINO VISION 2030)のもと、令和7(2025)年4月に大阪阿倍野キャンパスへの移転、開学に向け計画を進めている。

財政面では、短期大学部全体としては、入学定員、収容定員は充足しているが、第二看護学科は入学定員充足には至っておらず、現況を踏まえた対策を講じているが、結果が伴っていない。学納金以外では、付随事業として、あいの発達支援リハビリ訪問看護ステーションを開設し、令和5(2023)年度30,901千円、令和4(2022)年度24,760千円、令和3(2021)

年度 18,838 千円の収入を計上している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後より一層の教員による FD 研修等の参加、また、その活動により得られた情報を学生に還元する体制を維持していく。

事務職員の SD 研修への参加促進や、学外での研修への参加を推奨し、その報告会等を実施する事で業界の情報共有や、課題の共有を図っていく。

既述のとおり、令和 7 (2025) 年度より、短期大学部全体が大阪市阿倍野区の新キャンパスに移転する。財的資源に関しては、これまで 2 キャンパスで行っていた教育研究活動が 1 キャンパスに統合されることで人事面、管理運営面などにおいて効率的な予算編成が可能になる。また、新校舎は立地が良く通学経路が拡大されることと、第一看護学科 (2 年制) では、すでに阿倍野区に移転している明浄学院高校衛生看護科との看護師養成 5 年一貫教育体制がたいへん人気を博しており、学生募集面でもこれまでより優位性が高まる。移転・統合することによる効率的かつ効果的な教員配置と財源の有効活用について、現在 (2024 年 6 月)、さまざまな議論が進行中である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

提出資料

22 学校法人藍野大学 寄附行為

23 理事会議事録 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

備付資料

54 理事長の履歴書

55 学校法人実態調査表 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 21（2009）年に学校法人藍野大学の理事長に就任して以来、建学の精神、教育理念、教育目的、教育目標を体現するべく、学校法人藍野大学の最高責任者として経営責任を担い、在学生の教育・評価、安全性への配慮、教職員の意識向上、教員の研究活動・

学生指導の理解、適正な人事管理、地域社会との連携、財務などに関して適切な判断、指示を行っており、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

理事長の職務については、「学校法人藍野大学寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）第12条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。（提出 - 22）

理事長は、毎年3月に次年度の事業計画及び予算を評議員会に報告し、意見を求め、理事会で議決している。また、毎会計年度終了後2か月以内に、監事監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事長は、寄附行為第17条の規定に基づいて理事会を招集し、学校法人の最高意思決定機関の議長として、また、理事の職務執行の監督機関として機能するように適切に管理運営している。決定した業務の執行に当っては、リーダーシップを発揮して日々業務を総理しており、各学校の学科長以上、事務センター長以上の教職員が参加する合同運営委員会（提出 - 規程集 134）において、内外の動向や情報を共有し、学長等と意見交換を行っている。

短期大学部に学長を置き、その運営にリーダーシップを発揮している。理事会では、理事でもある学長から認証評価、その他運営状況の報告を受け、特に学生数、国家試験合格率等に強い関心を持ち、それに関する情報を把握しており、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、短期大学部の発展のために、社会的・時代的ニーズを把握し、国、公共団体等の政策等を理解し、適切な情報の収集を行っており、収集した情報は理事会で報告されている。（提出 - 21）

短期大学部学長に対し、任命、解任は理事会の議を経る必要があり、この事により、基本的な運営を統率している。また、理事会は、短期大学部の運営に関しても理事会等で協議しており、法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人の運営及び短期大学部の運営に必要な規程（法人、財務経理、人事・給与、総務等）を整備している。

理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されていることはもとより、寄附行為第5条「理事9人以上11人以内、監事2人」に基づき、藍野大学学長（第1号理事）、びわこリハビリテーション専門職大学学長（第2号理事）、藍野大学短期大学部学長（第3号理事）、藍野高等学校又は明浄学院高等学校の校長のうちから理事会において選任した者1人（第4号理事）、評議員のうちから評議員会において選任した者4人以上6人以内（第5号理事）、学識経験者のうちから理事会において選任した者1人（第6号理事）により構成しており、現在は11名の理事が私立学校法第38条の規定に基づき選任しており、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

校長及び教員の欠格事由については、学校教育法第9条の規定を準用しており、寄附行為及び各キャンパス就業規則に定めている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

学校法人藍野大学は、理事長のリーダーシップのもと、令和4(2022)年4月法人運営のさらなる改善・充実に向けた2030年度を目標年度とする将来構想計画「AINO VISION 2030」(備付-49 p.13)を公表した。本構想では、学校法人藍野大学が目指す姿を「日本の医療業界に貢献」とし、アクションプラン(中期行動計画)では設置校5つの基本方針を明確にロードマップに落とし込み、進捗状況をベンチマークしている。

また、内部質保証の実質化と教学マネジメント推進体制の構築を中心命題に据えたうえで、教育研究・組織運営の全般において、絶えざる改善を通じて各設置校の価値向上を図り、日本の地域医療の進展に献身していくことを基本方針として打ち出した。さらに政府、地方公共団体、企業との連携のもとで、社会課題の解決に寄与するソーシャルイノベーションを協創していくことを価値創造プロセスの根幹に位置づけ、その着実な進捗のために経営資源を積極投入している。

特に団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、厚生労働省においては、令和7(2025)年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進している。

このように「病院完結型」の医療から地域全体で支える「地域完結型」に変わりつつある地域医療に寄り添い、令和2(2020)(年には医療・介護・福祉・教育の分野でリーダーとなる医療専門職人の養成並びに地域共生社会の実現を目的とした、びわこリハビリテーション専門職大学を開学した。

また、厚生労働省の推計では、既述の課題に対して、看護職が最大27万人不足すると予測し、とりわけ大阪府は看護職員の充足率が74.8%(不足数約3万6千人)と推計されている。この課題解決に資することを目的として、「大阪阿倍野キャンパス AINO NURSE ISLAND 構想」を掲げ、2024年4月、明浄学院高等学校と藍野高等学校を統合し、大阪阿倍野キャンパスに本拠を置く新生・明浄学院高等学校として新たにスタートさせた。(備付-49 p.13) また、令和7(2025)年4月には藍野大学短期大学部の二つのキャンパスを大阪阿倍野キャンパスに移転・統合し、同キャンパスに設置する明浄学院高等学校との連携(高大接続)基盤とした地域医療を担う看護師・保健師人材養成の拠点整備の実現に向け取り組んでいる。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

24 教授会議事録 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

提出資料 - 規程集

2 組織運営規程

34 教授会規程

37 教学経営戦略会議規程

備付資料

56 学長の個人調書

63 委員会等の議事録

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

「教授会規程」(提出-規程集 34) 第 5 条に、「教授会は次の事項を審議し学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」とあり、教学関連事項として 5 項目をあげている。この規程を根拠に学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

現学長は、公認心理師、臨床心理士でもあり、人の生や死、心に関して専門知識、経験を数多く持っており、建学の精神に基づき、教育理念である「病める人々を医やすばかりでなく慰めるために」を実践してきた。その一例として自身の専門性に根差した教育スローガンである「柔軟性のある人へ～傾聴力と説明力～」を就任時から掲げ、社会に貢献できる多くの医療従事者を輩出する教育面における責任を果たすとともに、本学の向上・充実に向けて尽力してきた。経営面においても、学校法人の理事として短期大学部だけでなく、大学、専門職大学をはじめ法人全体に対し尽力しており、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

学生に対する懲戒の手続については、学則第 23 条及び「学生懲戒規程」(提出-規程集 52) でその手続きを定めている。

学長は、「組織運営規程」(提出-規程集 2) 第 2 条第 1 項にある「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。」を根拠に校務を遂行している。

学長は、「学長選考規程」(提出-規程集 16) に基づき理事長から候補者として選任され、教授会の意見を付し、理事会の議を経て理事長が任命し、教学運営の職務遂行に努めている。

教授会は、学則第 40 条に定めており、教育研究上の審議機関として位置づけ、「教授会規程」に基づき適切に運営している。「教授会規程」第 4 条により、原則として毎月(8 月を除く) 1 回定例に開催し、第 5 条審議事項として①学生の入学、休学、退学、卒業及び除籍、②学位の授与、③教育課程、試験及び単位認定、④学生の賞罰、⑤教育研究に関する重要な事項等を審議し、学長に意見を述べることとしている。また、併設大学と合同で審議する事項については、現状ない。議事録については、次回の教授会で構成員に確認を行い、事務センターで保管している。

学習成果及び 3 つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)については、学科会議、教務委員会、入学試験委員会、教授会、自己点検・評価委員会、運営会議において審議し決定している。

短期大学部では、教学の最高意思決定機関として、「運営会議」を設置している。また、主な委員会として、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、地域連携推進委員会、FD・SD 推進委員会、将来構想検討委員会をそれぞれの委員会規程に基づき、設置目的にしたがって適切に審議・検討を行い、運営会議及び教授会に上申している。2 キャンパスで運営していることから、学長主導で意思疎通の緊密化を図るため、委員会等はテレビ会議システム及び Zoom により効率的にかつ頻繁に実施できる体制を整備してきた。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

現在、第一看護学科と第二看護学科と別校地で運営を行っており、学長は基本的に第一看

護学科の所在地で執務を行っている。ただし、授業はもちろん、必要に応じて第二看護学科に来訪し、学科長等と緊密に協議し、指示を与えている。令和7(2025)年度より、大阪市阿倍野キャンパスに2学科が移転・統合することについても、リーダーシップを発揮して教員の協力体制を築いている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

既述の通り、短期大学部の教学面における最高意思決定機関は運営会議が担っており、学長が主催しているところである。一方で、経営面との関連で協議を重ねる案件が増加している。そこで、理事長、副理事長はじめ理事会構成員と学長、学科長が参加する「教学経営戦略会議」を設置し、不定期ではあるが必要に応じ会議を持ち、教学における問題点や将来構想につき協議を行っている。(提出 - 規程集 37)

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

25 評議委員会議事録 令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

提出資料 - 規程集

148 学校法人藍野大学 監事監査規程

149 学校法人藍野大学 内部監査規程

備付資料

64 監事の監査状況過去3年間(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)

57 内部監査の状況

58 学校法人藍野大学ウェブサイト(入口)

<https://aino.ac.jp/>

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

学校法人藍野大学では、寄附行為第7条により監事を選任している。現在は弁護士と公認会計士の2名を選任しており、私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条に定める職務を「学校法人藍野大学監事監査規程」(提出-規程集148)に従って執行している。

監事は、理事会・評議員会に出席し、諸案件に対して意見を述べている。また、業務監査を実施し、学校法人の業務及び財産の状況、理事の業務執行の状況を把握しており、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後、2か月以内の毎年5月末実施の理事会において議決を行った後、評議員会に提出している。

令和5(2023)年度は、理事会6回、評議員会6回のすべてに出席している。

財務状況について、公認会計士と意見交換することにより、より良い財務体質になるよう協議しており、その結果を理事会に報告し、改善点があれば、理事会において決議の上、改善するようにしている。

文部科学省主催の監事研修会等に参加し、その研修内容を参考にし、当該の諸課題に対処するよう努めており、財務監査のみならず教学監査も実施している。

学校法人藍野大学は、令和4(2022)年度から理事長直轄の組織として内部監査室を設置した。内部監査規程第3条により「監査をおこなうため、理事長の下に内部監査室を設置する」と規定している。様々な分野において経験豊かな外部有識者(5名)を内部監査員として委嘱し、学校法人の業務に関する決定及び執行が関係する法令、諸規程に基づき行われているものかの適正性の検証を行っている。併せて、監査結果調書による意見具申等の提出、改善等の指示についても同規程において規定している。(提出-規程集199)

また、三様監査を中間会計期間時(11月)及び期末決算時(5月)の年2回実施しており、監事、独立監査人及び内部監査室による連携・協力をはかるため、三者による情報交換・意見交換を行っている。定期監査を実施することで組織の機能強化(全学的な監査意識・コンプライアンス意識の向上)を図っている。(備付-57)

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は、寄附行為第20条第2項に「評議員会は、19人以上23人以内の評議員をもって組織する。」と明記されており、藍野大学学長(第1号評議員)、びわこリハビリテーション専門職大学学長(第2号評議員)、藍野大学短期大学部学長(第3号評議員)、藍野高等学校又は明浄学院高等学校の校長のうちから理事会において選任した者1人(第4号評議員)、この法人の職員のうちから理事会において推薦された者の中から、評議員会において選任した者3人以上4人以内(第5号評議員)、この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上の者の中から理事会において選任した者2人(第6号評議員)、学識経験者の中から理事会において選任した者10人以上13人以内(第7号評議員)の19名以上23名以内で、理事会の理事9名以上11名以内の2倍を超える評議員で組織されており、現在は23名が選任されている。

評議員会は、私立学校法第42条及び寄附行為第22条に基づき運営しており、寄附行為において、次の諮問事項について理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事と規定している。

- ・予算及び事業計画。
- ・事業に関する中期的な計画及び長期的な計画。
- ・借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- ・役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準。
- ・予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- ・寄附行為の変更。
- ・合併

- ・目的たる事業の成功の不能による解散。
- ・寄附金品の募集に関する事項。
- ・その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの。

これらの事項に対し、評議員会は、令和 5（2023）年度には 10 回開催し、適切に運営されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

学校教育法施行規則の規定に基づいて、教育情報を本学のウェブサイトに公表している。私立学校法に定められた情報について、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事監査報告書、役員名簿等を公開している。財務情報の閲覧は、学校法人藍野大学のウェブサイトで閲覧可能であり、本学ウェブサイトからもリンクしている。また、これらの財務資料は、法人事務局にも備えており、直接閲覧することもできる。寄附行為と役員報酬等の支給基準についても、学校法人藍野大学のウェブサイト上で閲覧ができるようにしている。（備付 - 58）

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

理事長・学長とそれを支える教職員を中心に自律的に運営を行うという意識の高まりにより、教学・経営の両面で種々の意欲的な取り組みや様々な工夫が数多く見られるようになった。理事長をはじめとする経営執行部が入った教学経営戦略会議による教学・経営の意思疎通がそれを促した面もある。

また、学外理事や監事、外部有識者を加えた内部監査員など、法人運営に学外者の視点が入るとともに、大学全体が社会をより強く意識するようになり、社会に一層開かれてきたことも成果と考えることができる。

一方、本来の目的である教育研究活動の高度化や経営の効率化についてはこれからの課題と思われ、根源的な部分で改革と呼ぶに相応しい変化を起こすことが必要であると考えられる。ここでいう根源的な部分とは教員組織についていえば、教員の意欲・能力の底上げを図り、意欲のある教員がより高い教育研究成果を追求し、教育の質の持続的向上に組織的に取り組む状態を作りあげることである。

また職員組織については、個々の職員が組織の目標と自身の役割を正しく理解し、絶えず改善を重ね、他の職員や教員と協調しながら新たな課題に取り組む中で、自身を成長させていく、そのような状態を作りあげることである。このような根源的な部分の改革が、今後のガバナンス機能の強化へつながるものと考えている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

学校法人藍野大学はガバナンスの強化に向け、令和 4（2022）年度から理事長直轄の組織

として内部監査室を設置し、多彩なバックボーンを持つ外部有識者をメンバーに招聘した。健全な学校運営及び組織の発展に資することを目的として、直接の利害を持たない中立的な第三者が監査に入ることで、私立学校法改正を視野に幅広い関係者の意見の反映を期待している。

本法人は様々な分野において経験豊かな外部人材を内部監査員として登用することで、組織の機能強化（全学的な監査意識・コンプライアンス意識の向上）に取り組み、高等教育機関として価値創出力のさらなる拡大を追求している。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

ガバナンスは適切に機能しており、法人設置校の執行部が毎月集合して行われる合同運営委員会においては、財務状況の周知とともに、理事長、副理事長、常務理事から経営方針に関する情報提供を行っている。経営方針や財務状況については全教職員に向けた周知の必要性を前回の認証評価時の自己点検・評価報告書には記載しているが、その点についても学科長や事務センターを中心に実施されている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現状において、特に改善を行う課題は見当たらない。